

第2期

# 近江八幡市 市民自治基本計画

知って かかわって  
つながって 分かち合う  
みんなが笑顔のまちづくり



令和4年3月

近江八幡市



# はじめに

豊かな自然や歴史、文化に恵まれた本市では、それぞれの地域で、地域の特色を生かした住民活動が盛んに行われてきました。市民の皆さんが主体的にまちづくりに参画する風土は、全国に誇るべき財産であり、そうした活動をさらに高めるため、平成24年に「近江八幡市協働のまちづくり基本条例」が施行されました。

現在、各地域において、まちづくり協議会を中心に、住民の皆さんや自治会、各種団体等が連携し、知恵と力を合わせてまちづくりを行うことにより、本市で暮らし、働き、学ぶことに魅力と誇りを実感できる個性豊かな地域社会の実現をめざした自主的な活動が展開されています。

一方で、少子高齢社会や核家族化の進行、ICTやAI技術の進歩、頻発する災害や新型コロナウイルス感染症の拡大などにより、個人の価値観や市民ニーズ、生活様態は多様化しており、地域社会の運営や活動、市民生活に大きな変化が起こっています。

このような状況を背景に、多種多様な地域課題や市民ニーズに的確に対応し、すべての市民が住んでよかった、住み続けたいと感じられるまちづくりを行うためには、行政と市民、団体等が役割分担を行いながら、互いに連携した取り組みをさらに進めていく必要があります。

今般、改訂しました「第2期近江八幡市市民自治基本計画」では、市民の皆さんに、地域を知ってもらい、かかわってもらう、そして、様々な人がつながりあいながら、地域に存在する困りごとや喜びを分かち合えることができるまちづくりをめざし、地域力の強化に向けた総合的、計画的な取り組み方針を定め、それを達成するために市が取り組む主要な事業をお示しました。

また、本市では、国連が2015年に採択した「持続可能な開発目標（SDGs）」の実現に向け、地球環境や経済活動、人々の暮らしなどが将来にわたって調和するよう、自治体レベルでの取り組みを進めています。SDGsに設定される目標の一つ「住み続けられるまちづくり」を推進するため、協働の取り組みに対して、より一層のご理解とご協力をお願いいたします。

最後になりますが、本計画の策定にあたり、貴重なご意見を賜りました協働のまちづくり推進委員会の皆様をはじめ、協働のあり方を考えるワークショップ、各自治会や学区まちづくり協議会へのアンケート、事業所ヒアリング等にご参加・ご協力いただきました多くの皆様に、心からお礼申し上げます。

令和4年3月

近江八幡市長 小西 理





# 目 次

<b>第 1 章 計画の策定にあたって</b> .....	<b>1</b>
1 計画策定の背景と趣旨 .....	1
2 計画の位置づけ .....	3
3 計画の期間 .....	3
4 計画策定のプロセス .....	4
<b>第 2 章 近江八幡市の市民自治の現状と課題</b> .....	<b>5</b>
1 市の現状 .....	5
2 課題 .....	13
<b>第 3 章 計画の基本的な考え方</b> .....	<b>16</b>
1 理念 .....	16
2 方針（取組目標） .....	18
3 施策体系 .....	20
<b>第 4 章 施策の展開</b> .....	<b>21</b>
方針 1 地域への関心を高め、地域活動や市政への参加・参画を進めます .....	21
方針 2 住民の主体性を尊重し、地域活動や市民活動を促進する体制を整備します .	30
方針 3 地域コミュニティの強化と多様な活動の連携を図り、新たな担い手づくりに 取り組めます .....	35
<b>第 5 章 計画の推進に向けて</b> .....	<b>41</b>
1 市民、関係機関・団体等との連携及び計画の周知 .....	41
2 近江八幡市協働のまちづくり推進委員会 .....	41
3 各主体の役割 .....	42
4 計画の進行管理 .....	44

<b>資料編</b> .....	<b>45</b>
1 策定経過 .....	45
2 近江八幡市協働のまちづくり基本条例 .....	46
3 近江八幡市協働のまちづくり推進委員会規則 .....	54
4 近江八幡市協働のまちづくり推進委員会委員名簿 .....	56
5 用語解説 .....	57

## 1 計画策定の背景と趣旨

近年、少子高齢化や核家族化等が進むことによる家族構成の変化、働き方の変化や男女における晩婚化・未婚化、地方で顕著にみられる人口減少、経済活動のグローバル化、頻発する大規模災害と災害リスクへの対応、気候変動に伴う身近な環境・気象変化、脱炭素社会の推進、ICTやAI技術の進歩、新型コロナウイルス感染症の拡大等、社会を取り巻く状況が様々な要因により急激に変化する中で、市民の生活様式の変化とともに、地域の課題も多様化し、複雑さを増しています。また、それと同時に誰もが求める豊かで幸せな暮らしに対する考え方も多様化し、従来の画一的なサービスだけでは十分に対応できなくなっているケースが増えています。

こうした課題をいち早く解決し、市民一人ひとりが近江八幡市で暮らし、働き学ぶことに魅力と誇りを実感できるまちづくりを目指すには、行政とともに市民、地域・市民活動団体といった多様な主体が協働による適切な役割分担をしながら、地域づくりを進めていくことが重要です。

これまで本市では、平成23年12月に協働のまちづくり基本条例（以下「条例」という。）を制定し、本市におけるまちづくりの基本理念や、市民、市議会及び市長等執行機関それぞれの果たすべき役割、市政運営に関する基本的な事項を定め、魅力ある地域づくりの実現に取り組んできました。平成29年3月には条例に基づき『近江八幡市市民自治基本計画』（以下「前計画」という。）を策定し、本市におけるまちづくりの方針を具現化し、条例の実効性を高めるためのしくみや施策を定め、市民や各種団体、行政等の果たすべき役割を示した市民自治によるまちづくりを総合的、計画的に進めてきました。

この度、前計画の策定から5年目を迎えるにあたり、上記のような社会や生活様態の変化に伴う市民や各種団体、行政等に求められる役割と協働のあり方を、条例第31条に基づいて検討を行い、現時点における市民自治の方針やそれらを達成するための施策や事業を示した『第2期近江八幡市市民自治基本計画』（以下「本計画」という。）を策定します。

## 用語・概念の定義

市民自治：市民が主体となって自分たちの地域づくりを自ら考え進めていくこと。

地域活動：地縁を基礎として一定の区域を活動の場とする団体等が、地域課題の解決を目的として取り組む活動（自治会・学区まちづくり協議会・子ども会・老人クラブ等）

市民活動：営利を目的とせず、社会的な課題の解決に向けて、市民が自発的、自主的に行う、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする活動のこと。この計画では、自治会や学区まちづくり協議会等の地縁に基づく団体の活動（地域活動）を除いた NPO 法人やボランティア団体等による目的型の活動とします。

## 自助・共助・公助による協働の仕組みづくり

地域には、年齢や性別、障がいの有無など、さまざまな特性や背景を持つ人々が住み、それぞれ異なった世帯構成や生活環境の中で暮らしています。また、仕事や学校のほか、ボランティアなど、いろいろな形で活動している人々もいます。

地域における生活課題について、地域住民、地域活動団体、市民活動団体、福祉活動団体、社会福祉協議会、行政等が協力し、ともに連携・協働しながら、解決につながる仕組みづくりが大切です。

〔 具体的には 〕

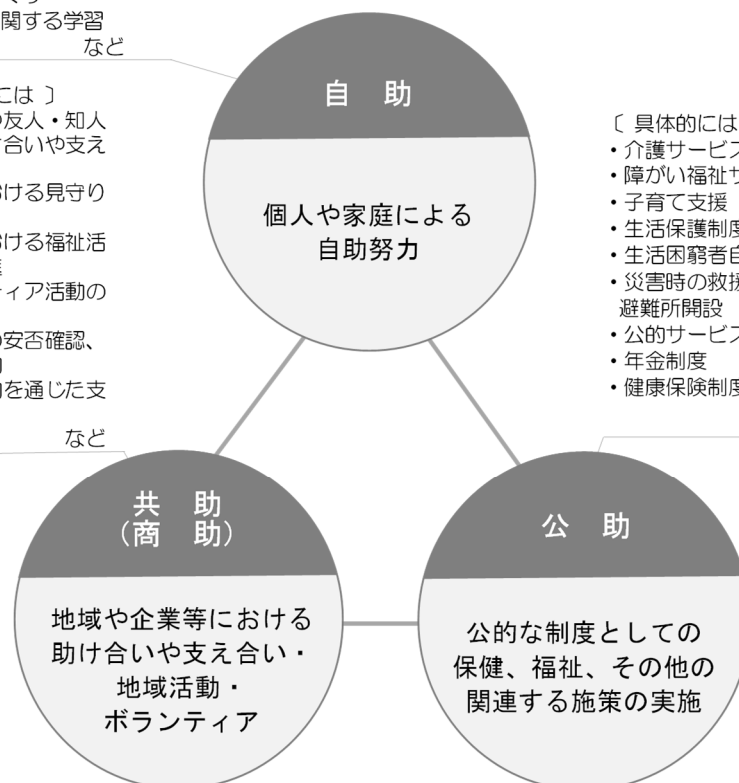
- ・一人ひとりの取り組み
  - ・家庭での話し合い
  - ・ボランティア活動への参加
  - ・生きがいづくり
  - ・健康づくり
  - ・福祉に関する学習
- など

〔 具体的には 〕

- ・隣近所や友人・知人との助け合いや支え合い
  - ・地域における見守り活動
  - ・地域における福祉活動の推進
  - ・ボランティア活動の推進
  - ・災害時の安否確認、救助活動
  - ・経済活動を通じた支え合い
- など

〔 具体的には 〕

- ・介護サービス
  - ・障がい福祉サービス
  - ・子育て支援
  - ・生活保護制度
  - ・生活困窮者自立支援
  - ・災害時の救援活動・避難所開設
  - ・公的サービスの充実
  - ・年金制度
  - ・健康保険制度
- など

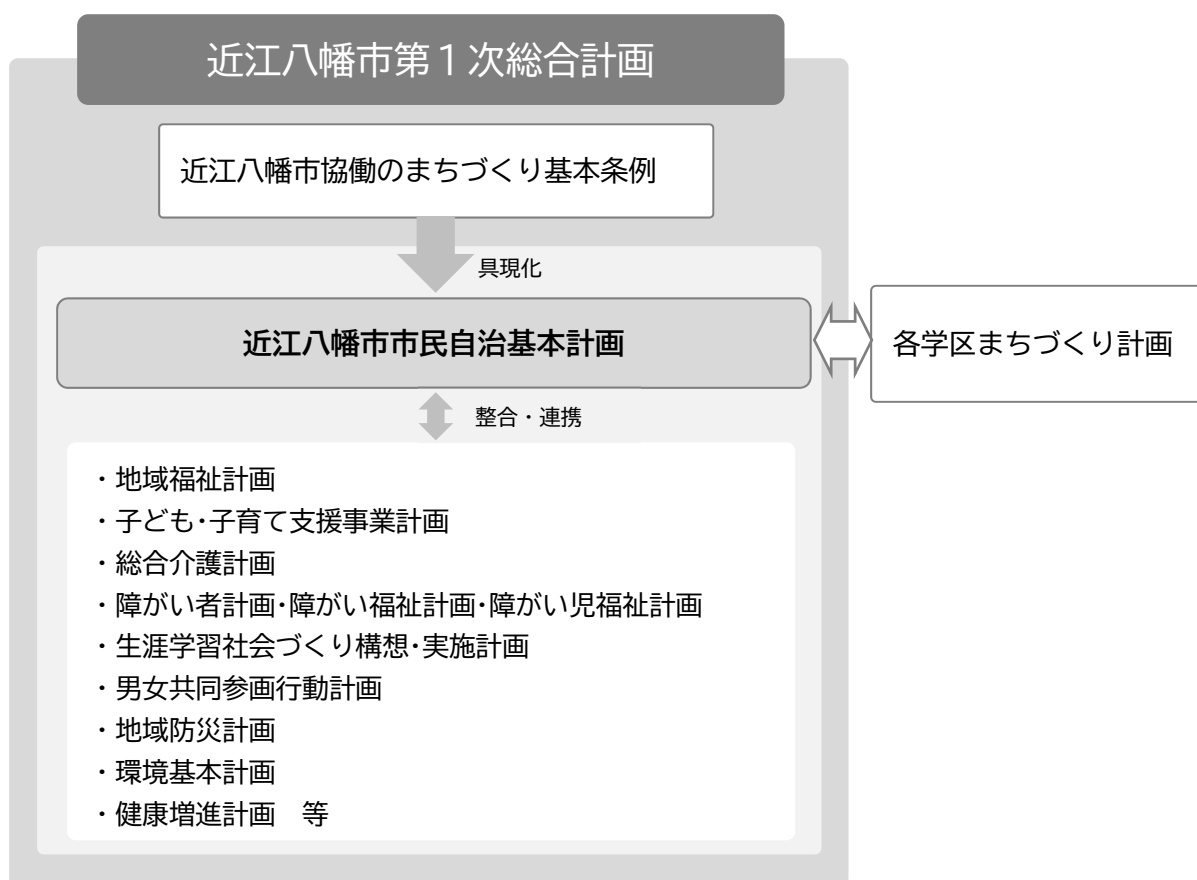




## 2 計画の位置づけ

本計画は、市が条例第14条に基づき、協働のまちづくりを実現・具現化するために定めた計画です。本市の各分野における個別関連計画に対し、市民自治に対する考え方を示すと共に、各分野で取り組んでいる具体的な事業を示すことで、本市の市民自治によるまちづくりを推進します。

また、各学区まちづくり協議会が、それぞれの地域の実情や課題を踏まえ、自ら取り組む活動方針や内容等を3か年ごとに定めた、各学区まちづくり計画と連携を図ることとします。



## 3 計画の期間

本計画は、市民自治の推進に関する基本的な方針を示す計画であるため、長期的な視点が必要である一方で、少子高齢化や人口減少等、市民自治を取り巻く環境の変化に柔軟に対応していく必要があることから、令和4年度から8年度までの5年間を計画期間とします。

また、今後の社会情勢の変化に対応するとともに、各学区まちづくり計画や各種関連計画の改定等にともない、必要に応じて見直し等について柔軟に対応します。

## 4 計画策定のプロセス

### (1) 近江八幡市協働のまちづくり推進委員会・庁内調査

本計画を策定するにあたり、地域活動団体や市民活動団体の代表者や学識経験者、市民等で構成される「近江八幡市協働のまちづくり推進委員会」を設置し、各分野からの市民自治に関する意見を計画に反映させています。

また、庁内においては、市民自治を推進するための取組事業を関係各課から調査し、市が行う具体的な取組として、計画に示しました。

### (2) 市民ワークショップの実施

本計画を策定するにあたり、市の協働の取組事業の取り組み方や、それぞれの主体における役割分担（公共私）のあり方について、市民の意見を聞くためのワークショップを実施し、意見や課題を計画に反映しました。

また、各まちづくり協議会や自治会、市民活動団体の代表者に対してまちづくりに関するアンケートや一部ヒアリングを実施し、地域におけるまちづくりや市民自治に関する現状や課題等を把握し、計画に反映しました。

### (3) パブリックコメントの実施

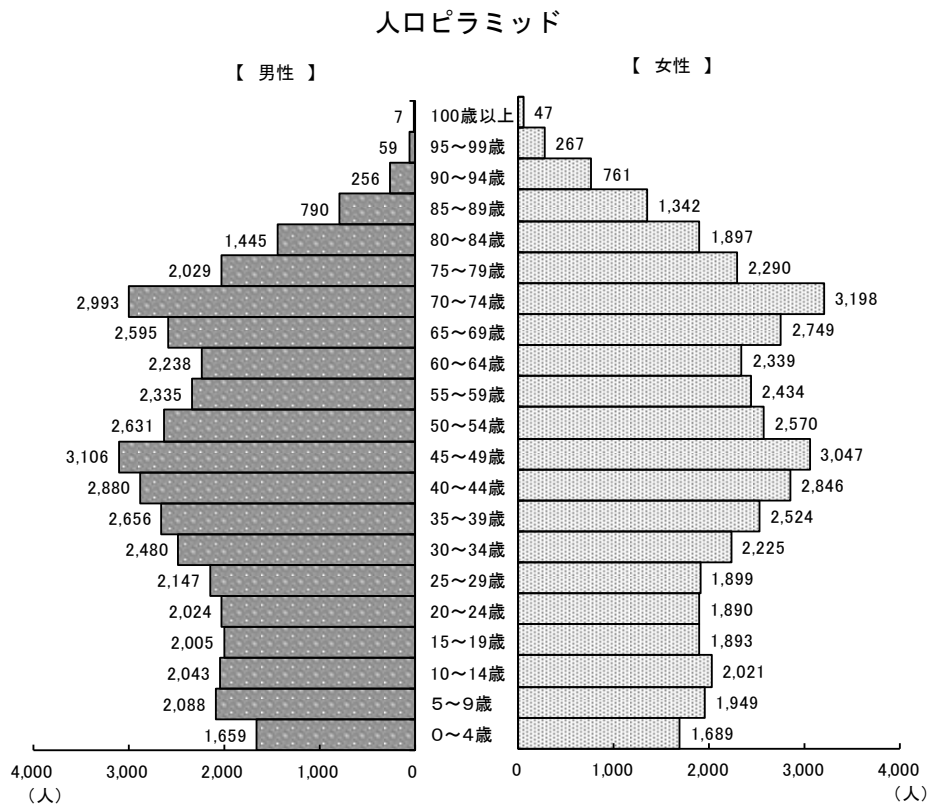
計画素案の段階で幅広く市民の意見を募り、計画へ反映するためパブリックコメントを実施しました。



## 1 市の現状

### ① 人口ピラミッド

本市の人口ピラミッドをみると、令和3年では70～74歳のいわゆる団塊の世代(第1次ベビーブーム)と呼ばれる年齢層(男性2番目、女性1番目)と45～49歳のいわゆる団塊ジュニア(第2次ベビーブーム)と呼ばれる年齢層(男性1番目、女性2番目)が多い、「ひょうたん型」となっています。



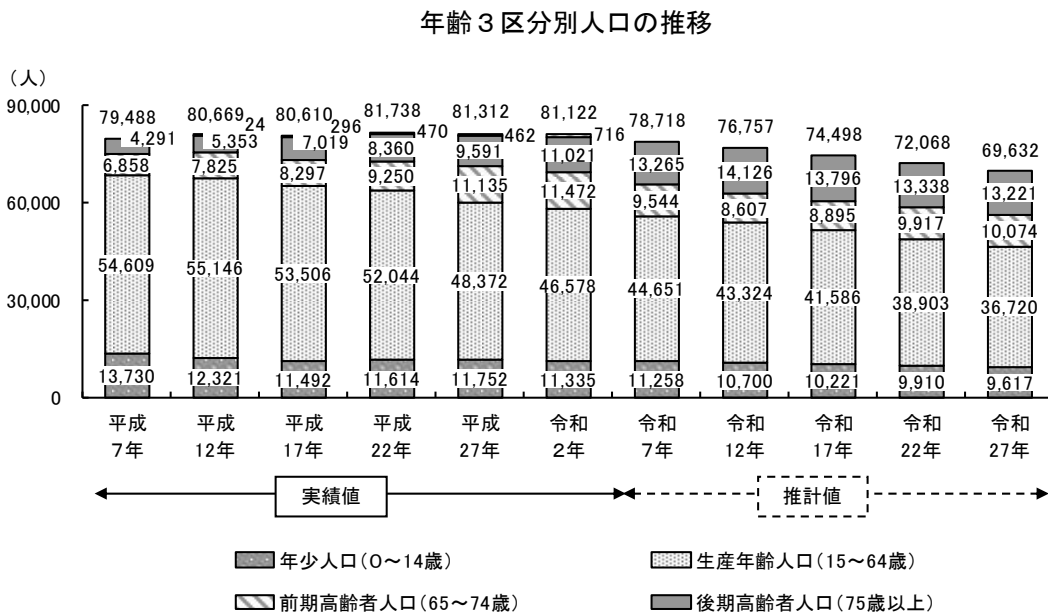
資料：滋賀県 住民基本台帳人口（令和3年1月1日現在）

## ② 年齢3区分別人口の推移

本市の年齢3区分別人口の推移をみると、平成12年以降生産年齢人口(15～64歳)の減少が続き、将来推計人口においてもこの傾向は続く見込みです。また、年少人口(0～14歳)においても、平成22年から平成27年にかけて維持していたものの、令和2年以降は減少が予測されています。全人口に占める割合は、令和2年と比較すると、生産年齢人口は約57%から約53%、年少人口は約14%を維持している状況が予測されています。

推計値である令和7年から令和27年にかけて、年少人口、生産年齢人口が減少、前期高齢者人口(65～74歳)は微増、後期高齢者人口(75歳以上)はほぼ横ばいに推移していく予測がされていますが、将来人口は減少が予測されていることから、65歳以上の高齢者人口が全人口に占める割合は、令和2年と比較して、約28%から約33%へと増加することとなり、少子高齢化が一層進むことが見込まれています。

なお、人口は平成22年をピークに減少し続けており、令和27年の推計人口では、令和2年と比較して約14%減少(▲11,490人)するとされています。

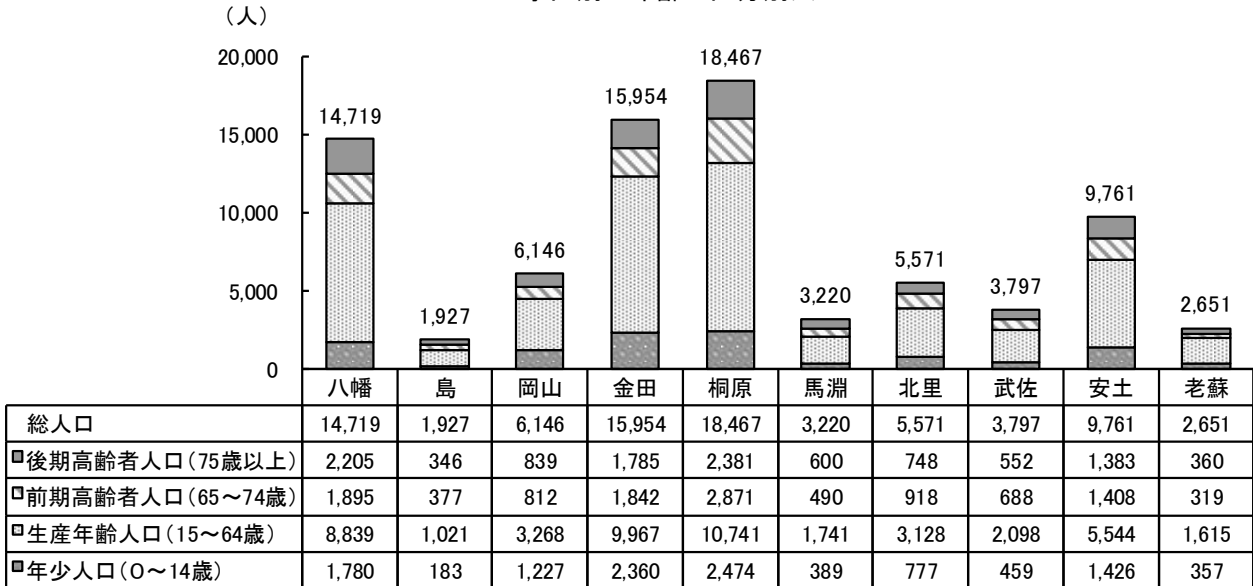


資料：令和2年まで国勢調査  
令和7年～令和27年＝国立社会保障・人口問題研究所「日本の市区町村別将来推計人口」(平成30年推計)

### ③ 学区別 年齢3区分別人口

本市の学区別人口をみると、桐原学区が最も多く18,467人、島学区が最も少なく1,927人となっています。

学区別 年齢3区分別人口

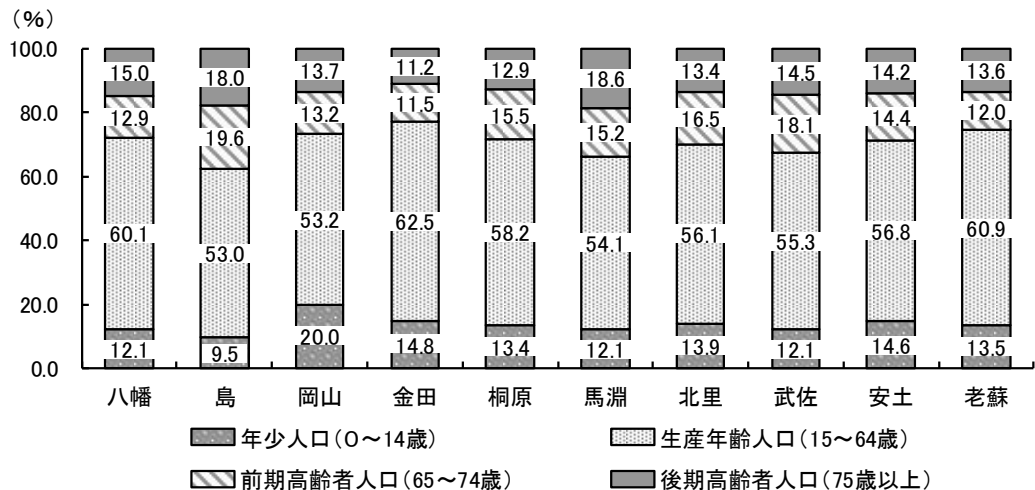


資料：近江八幡市市民課（令和3年3月31日）

### ④ 学区別 年齢3区分別人口の割合

本市の学区別年齢3区分別人口の割合をみると、島学区は前期高齢者(65~74歳)と後期高齢者(75歳以上)を合わせた高齢者人口の割合が最も高く、37.6%となっています。一方、岡山学区は年少人口(0~14歳)の割合が最も高く、20.0%となっています。

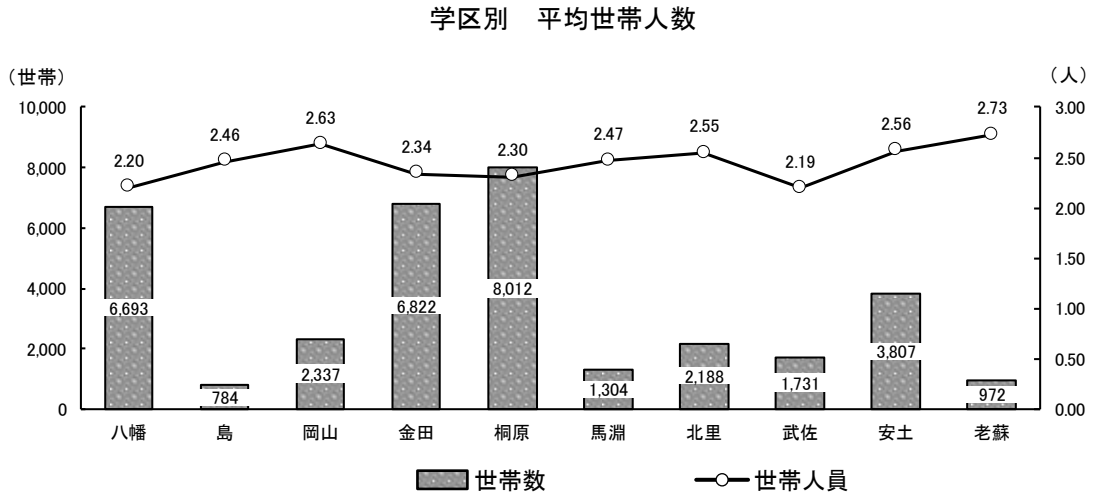
学区別 年齢3区分別人口の割合



資料：近江八幡市市民課（令和3年3月31日）

### ⑤ 学区別 平均世帯人数

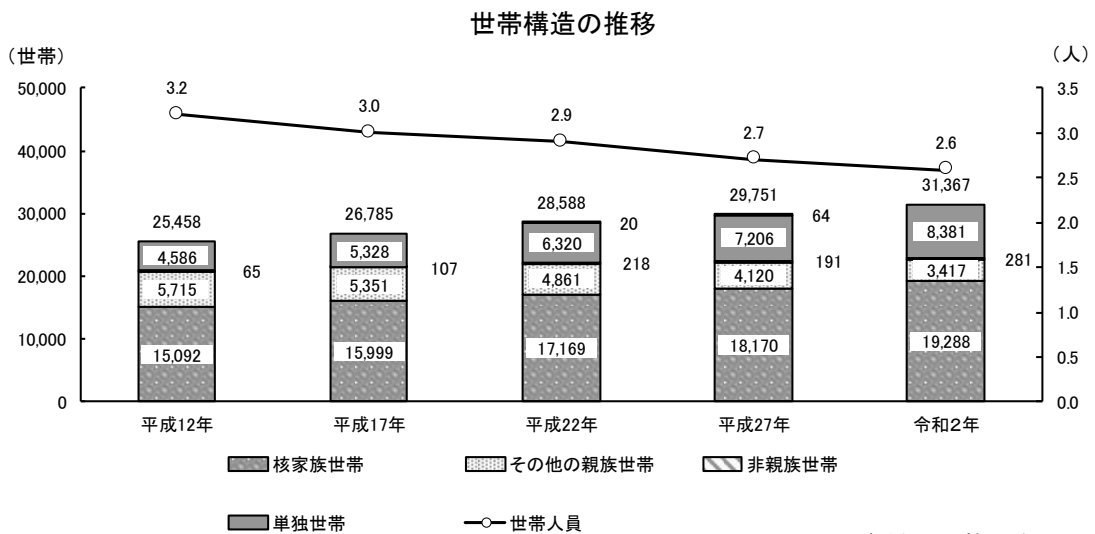
本市の学区別平均世帯人数をみると、老蘇学区が2.73人と最も多く、武佐学区が2.19人と最も少なくなっています。



資料：近江八幡市市民課（令和3年3月31日）

### ⑥ 世帯構造の推移

世帯構造の推移をみると、総世帯数は年々増加し、令和2年では31,367世帯となっている一方で、世帯人員数は減少傾向にあり、令和2年では2.6人となっています。単独世帯の増加や大家族から世帯分離等による核家族化が進んでいることがグラフから推測することができ、その結果として1世帯当たりの人員が減少しています。

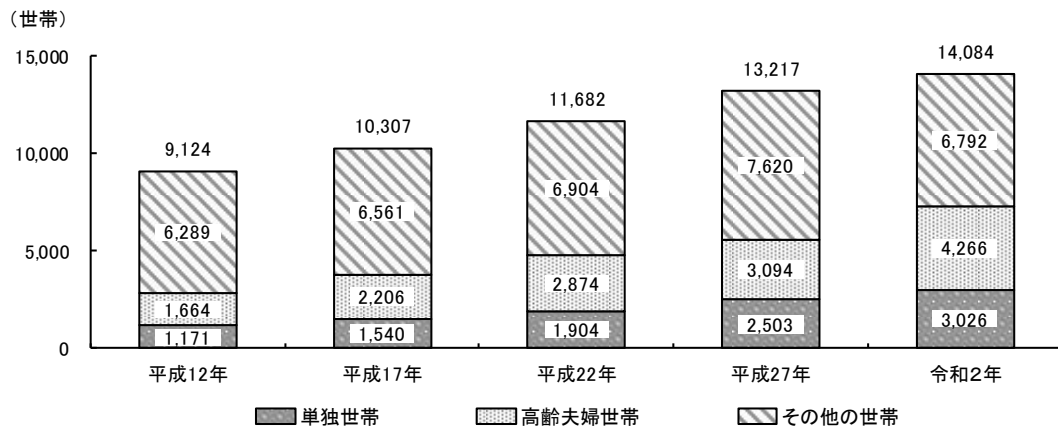


資料：国勢調査

## ⑦ 高齢者のいる世帯の推移

高齢者のいる世帯の推移をみると、全体では令和2年で14,084世帯となっています。特に単独世帯、高齢夫婦世帯が増加し、令和2年で単独世帯数は3,026世帯、高齢夫婦世帯は4,266世帯となっています。

高齢者のいる世帯の推移



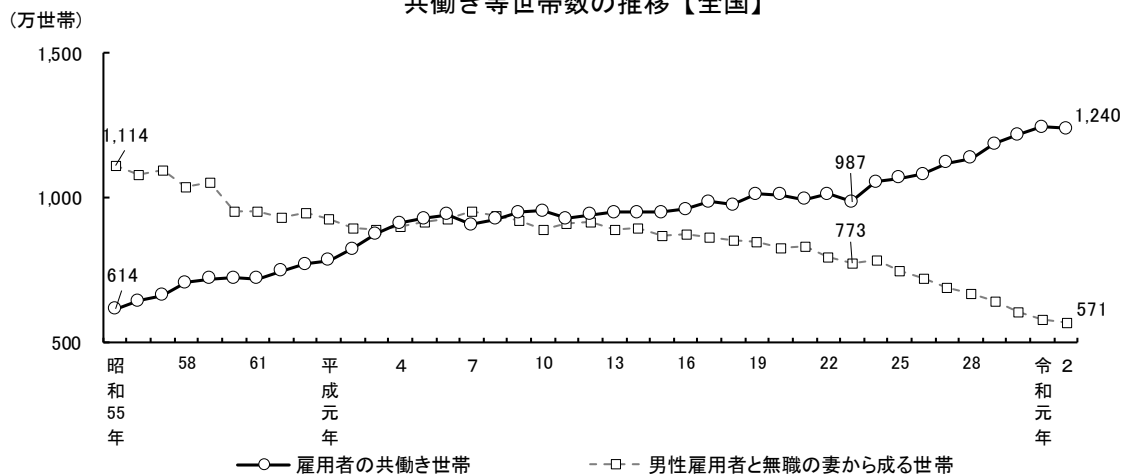
資料：国勢調査

※高齢夫婦世帯＝夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの世帯

## ⑧ 共働き等世帯数の推移【全国】

全国の共働き等世帯数の推移をみると、雇用者の共働き世帯は増加し、平成9年以降は「雇用者の共働き世帯」が、「男性雇用者と無職の妻から成る世帯」を上回っています。

共働き等世帯数の推移【全国】



資料：総務省「労働力調査特別調査」（2001年以前）及び総務省「労働力調査（詳細集計）」（2002年以降）

※「専業主婦世帯」は、夫が非農林業雇用者で妻が非就業者（非労働力人口及び完全失業者）の世帯。2018年以降は、厚生労働省「厚生労働白書」、内閣府「男女共同参画白書」に倣い夫が非農林業雇用者で妻が非就業者（非労働力人口及び失業者）の世帯。

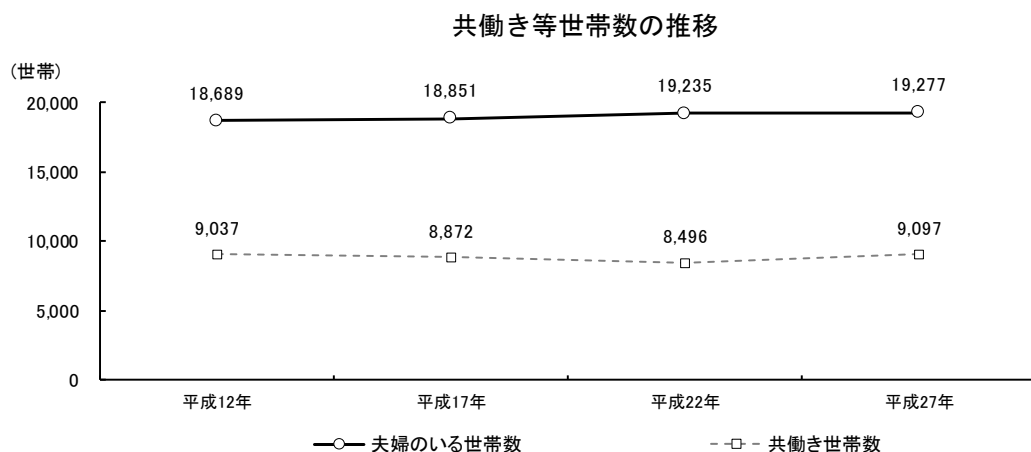
※「共働き世帯」は、夫婦ともに非農林業雇用者の世帯。

※2011年は岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

※2013年～2016年は、2015年国勢調査基準のベンチマーク人口に基づく時系列用接続数値。

### ⑨ 共働き等世帯数の推移

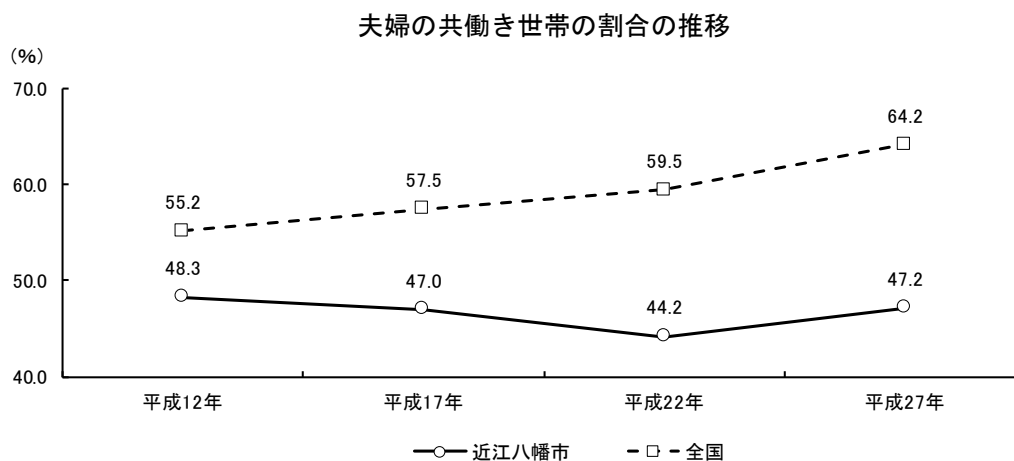
本市の共働き等世帯数の推移をみると、夫婦のいる世帯は19,000世帯前後、共働き等世帯は9,000世帯前後で推移しています。



資料：国勢調査

### ⑩ 夫婦の共働き世帯の割合の推移

本市の夫婦の共働き世帯の割合の推移をみると、平成22年までは年々減少し、平成27年では47.2%と平成22年に比べ増加となっています。全国に比べ、低い割合で推移しています。



資料：国勢調査

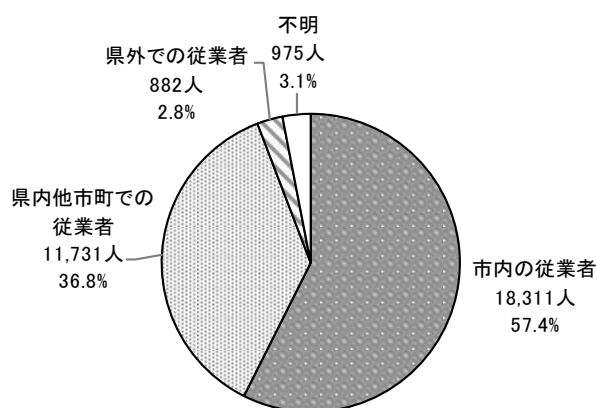
※夫が就業者のうち、妻も就業者÷夫が就業者（総数）×100＝共働き世帯率



### ⑪ 従業地別就業者の状況

本市の就業者の状況を見ると、従業地が市内の就業者割合が57.4%、市外の就業者割合が39.6%となっており、従業地が県内で就業者割合は約94%となっています。

従業者の状況（平成27年）

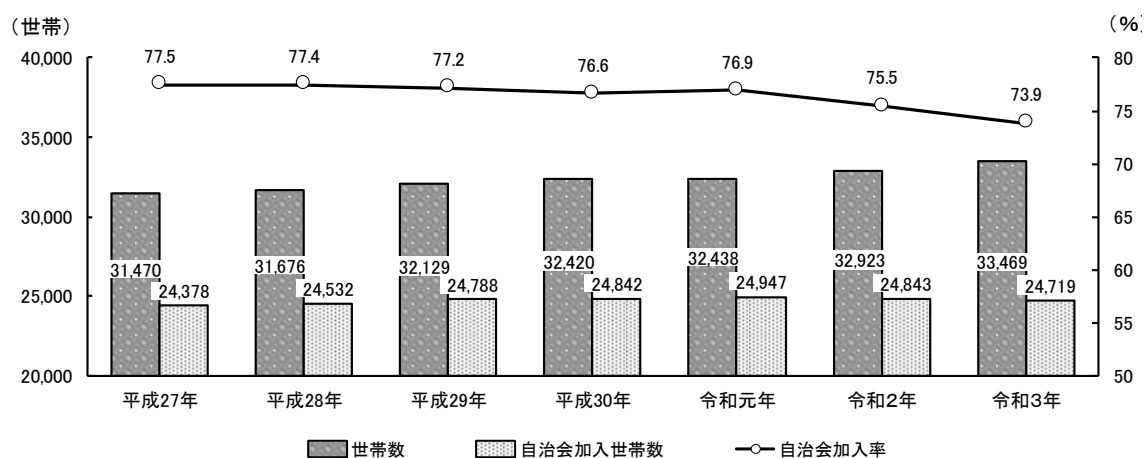


資料：国勢調査

### ⑫ 世帯数、自治会加入数、自治会加入率の推移

本市の世帯数の推移を見ると、年々増加傾向にあり、令和3年で33,469世帯となっています。一方、自治会加入数の推移を見ると、24,000世帯台で推移しています。自治会加入率の推移を見ると、平成30年から令和元年にかけて増加したものの、その後減少傾向にあり、令和3年では73.9%となっています。

世帯数、自治会加入数、自治会加入率の推移



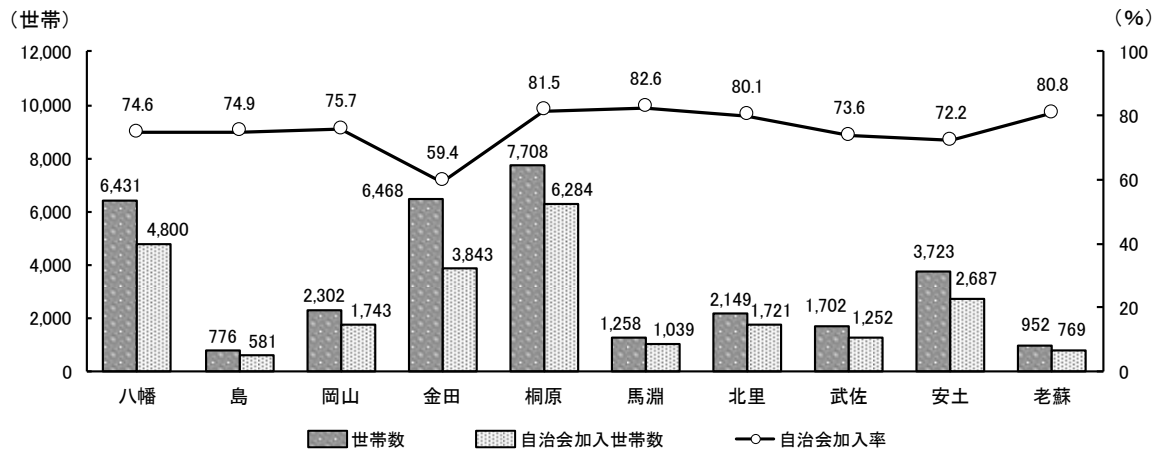
資料：近江八幡市 まちづくり協働課（4月1日現在）

※自治会報告の自治会加入数／住民基本台帳世帯数（日本人世帯のみ）

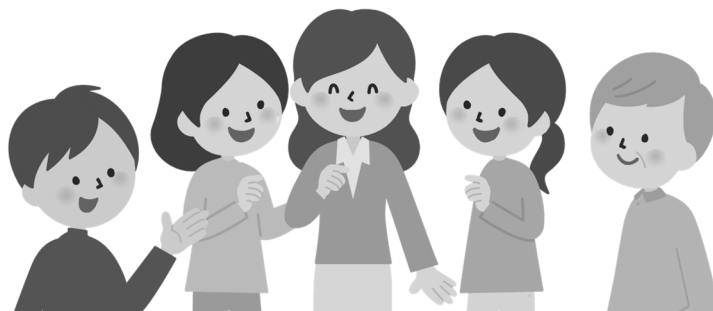
### ⑬ 学区別 自治会加入率

本市の学区別自治会加入率をみると、馬淵学区の加入率が82.6%と最も高く、他の学区の加入率も70～80%台となっていますが、金田学区は他の学区に比べて著しく低い59.4%となっています。

学区別 世帯数、自治会加入数、自治会加入率（令和3年）



資料：近江八幡市 まちづくり協働課（令和3年4月1日現在）  
（日本人世帯のみ）



## 2 課題

### (1) 地域活動の参画について

#### ① 地域活動への関心や参加者の減少

年々進む人口減少や少子高齢化、地域の世帯構成の変化等により、本市でも世帯人員数の減少、世帯の小規模化が進んでおり、近所付き合いの希薄化、共助意識の低下等が懸念されます。

ワークショップやヒアリングの意見からも、祭りやイベントの参加者が減少傾向にあり、あまり事業に関わりたがらない、普段からの近所付き合いが無くなってきているといった意見があり、「自分たちのまちのことは自分たちで担う」という市民自治の意識が醸成できていない、地域への関心が低くなっていること等が課題となっています。

以上のことから、地域活動への参加意欲を高めるためには、各年代やあらゆるシーンで地域に愛着や関心を持つような学習会の開催や取組を行うことが必要です。

また、地域活動への市民参加の機会を促進するため、効果的な情報発信とともに、様々な立場の市民の意見・視点が通りやすいような環境づくりが必要です。

#### ② 自治会への加入率低下

人口減少や少子高齢化等は自治会等の活動やその運営においても影響を与えています。

本市の自治会加入率は減少傾向にあり、自治会等が行う地域活動において、役員の担い手不足や自治会の事業参加者の高齢化、自治会活動に関わりたくない人の増加等が課題であるとの声が地域から上がっています。

自治会は、地域の暮らしやすい環境整備、災害時の助け合い、安心・安全なまちづくり等、住民同士の共助を推進するための最も基本的な組織です。自治会への加入のメリットと自治会を抜けたデメリットを広く情報発信するとともに、転入者や未加入世帯に対する加入啓発を行う等自治会への加入促進を図ることが必要です。

#### ③ 人材不足

地域活動や市民活動を活発化させるためには、各事業の多様な担い手として主体的に活動する人材の育成が重要です。

市民自治の必要性が高まる一方で、人口減少を背景に、女性活躍、人生100年時代により高齢者の雇用促進も推進されていることから、これまで女性や高齢者が地域・市民活動に割いていた時間が減少していると言われています。

ワークショップやヒアリングの意見からも、活動の担い手、役員の成り手がいらない、次世代の担い手不足等の声が上がっています。

地域で活躍する人材の確保にあたっては、住民等に対して各種活動に対する理解・参画を促し、自然環境や福祉、防災、子育て支援等のあらゆる分野における課題が他人事にならないよう、実技研修を含め、実践的な学びの場を創出することが必要です。

## (2) 市民協働の推進について

### ① 情報提供の充実

本市では、市民自治の推進に取り組んでいますが、ワークショップやヒアリングでは、学区まちづくり協議会が十分周知されていない、地域学習の機会について地域住民への周知がされていない、という声もあり、市民全体にまで広がっていない状況です。市民参画・協働の取組が市民に広く普及するためには、人と人、人と活動をつなぐ情報発信等の環境づくりが特に重要となります。

まちづくりへの参加・参画機会や、誰とでもコミュニケーションを取れる機会を求める市民は多くいる一方で、これらの活動の情報を発信できていなかったり、参加・参画するためのバリアフリー環境が整っていない課題があります。

子どもから高齢者、新たに転入してきた人も自分の住んでいる地域に愛着を持って暮らせるように、必要な人に必要な情報を届ける取組が今以上に必要です。

また、世代や性別に捉われることなく、気軽に参加・参画することができるよう、様々な属性にマッチする事業の発想、各種会議の開催方法や運営手法の検討等、市民が求める情報の発信、様々な市民参画事例を紹介することが必要です。

### ② ネットワークの構築・強化

高齢者世帯や単身世帯の増加による社会的孤立や、高齢の親と無職の50代の子が同居することによる問題（8050問題）、介護と育児に同時に直面する世帯（ダブルケア）、本来大人が担うと想定される家事や家族の世話を未成年者が行う（ヤングケアラー）、世帯全体が孤立している状態等人々の暮らしの中での課題は複雑化・多様化しています。

このような多種多様かつ複合的な課題の解決にあたり、行政、自治会や学区まちづくり協議会等の地域活動団体、市民活動団体、企業等の各主体が相互に協力関係を築き、それぞれができる役割を分担しながら課題解決に当たることにより、効果的な事業展開を推進できることがあります。

また、地域からも、自治会・学区まちづくり協議会・行政が連携した協働の推進や、多様なコミュニティのネットワークの構築・強化を求める意見が上がっている等、これまで以上に公共私役割分担を精査し、各々の主体が相互に協力できるネットワーク構築のための支援が必要です。

### ③ 新たな参画方法の検討

これまで地域活動や市民活動は、講座や研修、団体の会合等、対面によるコミュニケーションを前提としてきました。しかし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う様々な活動の自粛は、交流の機会の減少へとつながり、地域活動や市民活動へ大きな影響を与えています。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機に、適切な距離の確保や感染予防対策、ICTの活用等、新しい生活様式に応じた市民協働のあり方を模索し、市政や事業への参画方法について、再検証し考案する必要があります。

## (3) 中間支援の充実について

### ① 地域活動、市民活動団体の支援のあり方

本市では、これまでに様々な地域活動、市民活動が行われてきましたが、活動していく上で課題を抱えている団体もあります。

ワークショップやヒアリングの意見から、NPO活動の課題として場所（事務所）の不足や地域のコミュニティセンターの充実等、地域活動の場の確保・充実に関する意見が上がっています。また、補助金等の支援や団体の活動を中間支援する団体を求める声も上がっています。

自治会の運営や事業に対して、負担を軽減するための支援と併せて、地域活動団体、市民活動団体が活動を行うための場所や資金の確保を支援していくことも必要です。

### ② 行政と市民との情報交換・情報共有の充実

市民自治を進めていく上で、市職員が地域に積極的に関わることにより、地域活動の現状を知り、適切な公共私役割分担や支援、実態に即した事業計画の展開等を行うことができます。

ワークショップやヒアリングの意見からも、市職員と学区まちづくり協議会事務局との意見交換や交流機会の更なる充実を求める意見が上がっており、学区まちづくり協議会や自治会をはじめとした地域活動の活性化に向けて、学区住民としてだけでなく、市職員としてもその組織に対する理解や定期的なコミュニケーションを取ることが必要です。また、得られた地域の現状や課題を、庁内で共有できる体制整備が求められています。

## 1 理念

本市では、地域活動団体として各学区まちづくり協議会を中心として、地域コミュニティの基礎組織である自治会と連携を取りながら、地域の特色に応じた活動や取組が盛んに展開されています。また、市民活動団体は、各地域・分野における課題解消や魅力向上の取組を行い、誰もが住みやすい魅力ある近江八幡市の形成に寄与しています。

これらのように、本市には「地域のことは自分たちで考えて行動すべきだから地域活動は必要である」と考える市民が多く、以前より、それぞれの地域でその特色を生かした活動が盛んに行われており、地域の困りごとを地域で協力して解決していこうとする、市民自治に対する理解や風土が根付いています。

しかし、近年では、地域活動への参加機会の変化や地域課題の多様化、また令和2年には新型コロナウイルス感染症の拡大防止による活動内容の見直し等、地域や活動を取り巻く環境が変化してきました。併せて、活動を担う人材不足が深刻化し、一部の人の負担が増大し、その負担の大きさから活動の維持が困難になっている地域や団体もあります。

こうした状況を踏まえた上で、それぞれの能力や特性を活かし、多様性を認め合いながら、誰もが地域活動に参加しやすい環境をつくるとともに、コロナ禍による新しい生活様式に応じた活動内容の精査と、市民自治に対する理解をさらに向上させることにより、引き続き地域に誇りと愛着を感じられるまちにしていく必要があります。

前計画では、「知って かかわって つながって 分かち合う みんなが笑顔のまちづくり」を理念として掲げました。これは、市民一人ひとりが地域を「知り」、その人に応じた形で地域活動に「参加する・かかわる」ことで、人と人、人と地域の「つながり」をつくるとともに、地域全体で互いに協力し合い、地域のなかにある困りごとや喜びを「分かち合う」ことができるまちづくりを目指そうとするものです。

本計画においても、前計画の理念を引継ぎ、市民と行政がともに、協働のあり方についての理解を進め、持続可能な地域活動を行うことができるまちづくりを進めていきます。

## 【 理 念 】

知って かかわって つながって  
分かち合う みんなが笑顔のまちづくり



## 2 方針（取組目標）

本計画の理念である「知って かかわって つながって 分かち合う みんなが笑顔のまちづくり」を実現するために、本市が目指す方針（取組目標）を次の通りとします。

### 方針1 地域への関心を高め、地域活動や市政への参加・参画を進めます

市民が地域に愛着をもち、地域活動の魅力を感じられるように、多様な市民がそれぞれの特性を活かして、地域づくりに取り組むことができる土壌を醸成するとともに、ライフステージに応じた学習機会を充実させます。

また、地域活動や市政へ参加・参画しやすい環境を整えるとともに、必要な情報が市民一人ひとりに確実に届くよう、多様な情報発信手段を検討・採用し、市民の地域活動や市政への参画及び協働の活性化につなげます。

さらに、地域の課題や事例等の情報を広く共有したり、市政への参画機会を充実させることで、市民の地域や市政への関心を高めることを目指します。

#### 基本施策1－（1）地域活動に対する理解促進

- 1－（2）ライフステージに応じた地域学習機会等の提供
- 1－（3）参加を促進するための環境づくり
- 1－（4）市政への参画機会の拡大



## 方針 2 住民の主体性を尊重し、地域活動や市民活動を促進する体制を整備します

市が地域の課題を把握し、公共私 of 適切な役割分担により課題の解決を図るため、市職員が地域の現状を知るための取組や研修を進めます。また、複雑な地域課題に対応するため、複数の関係課により対応・協議できる体制づくりを検討します。

さらに、団体の自立・継続に向けて、適切な情報提供やアドバイス、コーディネート等のサポートを行うための仕組みに取り組みると共に、行政と各団体の相互理解により、市民が自主的に地域活動に取り組むことができる環境整備や支援に取り組みます。

- 基本施策 2 - (1) 地域活動団体及び市民活動団体に対する活動支援
- 2 - (2) 市民自治推進体制の整備

## 方針 3 地域コミュニティの強化と多様な活動の連携を図り、新たな担い手づくりに取り組みます

地域活動の担い手となる市民が増えれば、より多くの地域課題を解決できます。しかし、地域の活動の最も基本的な組織である自治会では、その担い手不足や加入率の低下等、人材確保に係る課題を抱えていることから、これらに対する支援や対策に取り組めます。

また、地域活動や市民活動を維持・活性化するために、活動の中心となる担い手を育成するとともに、新しい取り組みや多彩な活動に取り組める人材の育成を図ります。

さらに、地域や行政の課題は様々であり、これらの解決には市民や各種団体、企業、行政等が必要に応じて連携することが効果的であることから、各主体が必要に応じて繋がる取組を進めます。

- 基本施策 3 - (1) 自治会加入促進・組織強化
- 3 - (2) 地域活動の担い手育成
- 3 - (3) 多様なコミュニティのネットワークの構築・強化

### 3 施策体系

[ 理念 ]

[ 方針（取組目標） ]

[ 基本施策 ]

[ 主な事業 ]

分かち合う 知って かかわって つながって  
みんなが笑顔のまちづくり

- 1 地域への関心を高め、地域活動や市政への参加・参画を進めます
- 2 住民の主体性を尊重し、地域活動や市民活動を促進する体制を整備します
- 3 地域コミュニティの強化と多様な活動の連携を図り、新たな担い手づくりに取り組みます

- (1) 地域活動に対する理解促進
- (2) ライフステージに応じた地域学習機会等の提供
- (3) 参加を促進するための環境づくり
- (4) 市政への参画機会の拡大
- (1) 地域活動団体及び市民活動団体に対する活動支援
- (2) 市民自治推進体制の整備
- (1) 自治会加入促進・組織強化
- (2) 地域活動の担い手育成
- (3) 多様なコミュニティのネットワークの構築・強化

- 地域活動事例の紹介 ○自治会運営マニュアルの発行・充実  
○共生社会推進にかかる意識啓発
- 教育機関と連携した地域学習の推進  
○シニア世代の社会参加の促進と活動意欲の醸成  
○勤労世代向けの生涯学習活動の充実 ○企業等に対するワークライフバランスの啓発と地域活動への理解促進
- 効率的・魅力的な広報紙の制作 ○ICTを活用した地域情報の提供  
○障がい者や女性、外国人等、多様な市民が参加できる機会の拡充 ○それぞれの特性に応じた参加しやすい環境整備
- 市民参画事例の紹介 ○広聴の機会の拡大  
○行政が保有する情報の積極的な開示  
○市民参画機会の拡大に関する庁内への働きかけ
- 地域活動団体等への情報発信や活動支援の充実  
○コミュニティセンターや自治会館等の活用促進  
○コミュニティビジネス等への支援  
○団体のリーダー養成への支援 ○中間支援機能の充実
- 市民自治への理解を促す職員研修の充実 ○職員の自発的な地域活動を進めるための環境整備 ○庁内推進体制の整備  
○各種行政計画における市民自治や協働のあり方の検証
- 転入者や未加入世帯に対する自治会加入促進  
○未設置地域や低加入率区域に対する支援  
○役員の負担を軽減するための取り組み  
○自治会活動の紹介と好事例の情報発信
- 多様な担い手を養成するための研修や出前講座等の充実  
○若い世代が地域活動につながる仕組みづくり
- 行政と地域活動団体等の連携強化と役割分担  
○地域活動団体（自治会・まち協等）間の連携強化  
○地域と市民活動団体をつなぐ仕組みづくり（意見交換の場の創出・情報共有・協働事業の推進マッチング機会の創出）  
○企業の社会貢献活動の促進

## 第4章

# 施策の展開

本章では、各方針に基づき、基本施策の考え方や本市で取り組む主な事業を掲げています。これらの事業に取り組むことにより、市民自治の推進を図ります。

## 方針1 地域への関心を高め、地域活動や市政への参加・参画を進めます

### 基本施策1－(1) 地域活動に対する理解促進

地域において人と人との距離が広がりつつある中、災害時やコロナ禍等における地域での「繋がり」の重要性が再認識されており、市民の地域活動に対する理解や関心をより一層高める必要があります。そのためには、自治会や学区まちづくり協議会、市民活動団体等が取り組んでいる活動事例、企業等の地域貢献活動の事例を紹介する等、多様な媒体・手法を活用して、市民一人ひとりに地域活動を「知ってもらう」ための情報提供を行います。

高齢者や障がいのある人、国籍等にかかわらず、地域で暮らす市民の誰もが健康で安心・安全に暮らすことのできる地域社会をつくるためには、市民一人ひとりが地域を構成する一員であることを自覚し、支え合いや助け合い等「共助」の重要性を理解し、行動に結び付けていく必要があります。このことから、共助の推進基盤となる自治会が円滑に運営されるよう支援します。

また、性別、障がいの有無等による偏りがない地域活動が展開されるよう、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様なあり方を相互に認め合える共生社会の視点が正しく認識理解されるために、多様な機会や媒体を通じた情報提供や啓発活動の充実を図ります。

## 【主な事業】

### ① 地域活動事例の紹介

事業名	内容	対象	担当課
地域活動の紹介	広報紙、SNS 等で地域活動の紹介や案内をします。	市民	秘書広報課
学区まちづくり協議会の活動紹介	各学区まちづくり協議会がまち協だよりを毎月作成し、全戸に配布しています。これにより、身近な地域で行われている事業の紹介や案内をしています。	市民（各学区）	まちづくり協働課
消費者月間における消費生活パネル展	消費生活サポーターの活動を紹介します。	市民	消費生活センター
資源ごみ集団回収団体奨励事業	資源ごみの集団回収（対象2品目以上の回収）を年2回以上実施する団体に奨励金を交付します	自治会 子ども会 老人会 PTA 等（非事業者）	環境課
学区まちづくり協議会の子育て支援の紹介（ホームページ・子育て情報冊子）	各学区まちづくり協議会で実施している子育て支援の情報を、ホームページ・子育てガイドブック・子育て情報紙にて紹介していきます。市が実施している子育て支援情報だけではなく、学区まちづくり協議会が行っている支援の情報発信を行います。	妊娠中 子育て中の親	子ども支援課
マナビィ通信の発行	年2回、イベント等の紹介紙を発行し、それらを市ホームページ等にも掲載しています。紹介紙やホームページだけでなく、SNS等の発信により、幅広く市民のニーズに合わせた身近な学習情報の提供を図ります。	市民	生涯学習課

### ② 自治会運営マニュアルの発行・充実

事業名	内容	対象	担当課
「まちづくり資料集」の作成	住民の信頼が得られるような透明性のある運営に繋がるための地域活動に関する手引きを作成します。	自治会長	まちづくり協働課
「地縁団体の法人化マニュアル」の発行	自治会等の地縁団体が認可を受けるための手順等を示した手引を作成し発行します。	自治会長	まちづくり協働課

### ③ 共生社会推進にかかる意識啓発

事業名	内容	対象	担当課
外国人との共生社会の取組	(公財)市国際協会と連携して、市広報多言語版【英語(やさしい日本語)版、ポルトガル語版】を発行、市ホームページ等への掲載を通じ、やさしい日本語の普及を進めます。	市民	まちづくり協働課
男女共同参画推進員事業	各自治会に男女共同参画推進員を設置し、地域での男女共同参画推進の取組について、自治会長・推進員を対象に研修会を実施します。また、啓発に使用する資料等の提供を行います。	自治会長 男女共同参画推進員	人権・市民生活課
障がい理解のための講師派遣リストに基づく講師派遣	障がいの理解をテーマとした学区まちづくり協議会や各単位自治会、企業等の講演会・研修会等において、障がい者関係団体等の理解と協力のもと講師を派遣します。	市民 自治会 学区まちづくり協議会 学校 企業等	障がい福祉課
認知症啓発事業	新規のキャラバン・メイト(認知症の啓発人材の市民ボランティア)の養成及びスキルアップ支援を行っていきます。地域・学校・企業での認知症啓発の実施。認知症啓発におけるキャラバン・メイト、学校や地域との調整を行います。	市民	長寿福祉課



## 基本施策 1 - (2) ライフステージに応じた地域学習機会等の提供

地域活動への関心を醸成し参加意欲を高めるためには、子どもの頃から教育機関等と連携し、学習機会を通じて地域の魅力や活動を知ることが必要です。一方で、シニア世代の個人が持つ知識、技術、技能等を活かす場を提供し、主体的に活動する意欲を高めることも重要です。

このように、ライフステージに応じて地域に関する学習機会の提供や取組を行い、常に身近な地域に関心を持つことができるよう取り組みます。

また、勤労世代が地域活動へ積極的に参加できるよう企業に対して地域活動への理解や協力を求める啓発活動を行います。

### 【主な事業】

#### ① 教育機関と連携した地域学習の推進

事業名	内容	対象	担当課
「早寝・早起き・あさ・し・ど・う」運動の推進	わたSHIGA輝く国スポ・障スポ2025に向け、機運を高めるとともに「早寝・早起き・あさ・し・ど・う」運動の「う」(運動)の推進のため、「にこまる体操(仮称)」を制作し、行政、学校、地域に広めます。	市民	教育総務課
お出かけ演奏会	子どもたちを対象としたアウトリーチ事業で、主に小学校へ出向き、安土桃山時代の生活様式等を、西洋音楽史の視点からふるさと学習として学びます。現在は、対象を未就学児まで拡大し、当市独自の事業としてカリキュラムを構築しています。プロの音楽家による古楽器の演奏とお話を通して、地域の歴史と本物の音楽に触れる機会を創出し、豊かな感性を育む施策を実施します。	主に小学6年生	文化観光課
「わたしたちの近江八幡」の活用促進	ふるさと学習促進のため、小学3～6年生が社会科の学習時に副読本として「わたしたちの近江八幡」を活用します。地域の施設、企業、人と連携を図って内容を精査し、副読本を作成します。	小学3～6年生	学校教育課
人生伝承塾	子どもの頃から、地域の伝統文化や芸術等に触れたり、地域の良さや課題について考える機会を創出します。	市内小学生	生涯学習課

## ② シニア世代の社会参加の促進と活動意欲の醸成

事業名	内容	対象	担当課
オレンジサポーター養成事業	シニア世代等の個人が持つ知識、技術、技能等を活かす場を提供し、主体的に活動する意欲を高められるよう、養成講座開催、講座終了後の継続的な活動支援を行います。	市内に住所を有する居場所運営に意欲がある人（講座受講者は全て60歳以上）	長寿福祉課
虚弱な方も参加できる住民主体の通いの場の創出	それぞれの地域課題や高齢者の生活実態を踏まえながら、地域に住民主体の通いの場を整備する必要があることを伝えるとともに、高齢者の生活や社会参加に関する地域住民の思いを確認し、協働に向けた情報提供や立ち上げ支援を行います。	自治会 学区まちづくり協議会	長寿福祉課
おやじ連作品展	おやじ連として活躍している人々が、普段のボランティア活動から離れて文化活動を通して世代を超えた交流を行い、仲間づくりの成果発表機会として、文化会館において作品展・発表を行います。	市民（シニア）	生涯学習課

## ③ 勤労世代向けの生涯学習活動の充実

事業名	内容	対象	担当課
市民大学講座	近江八幡市のまちづくりを、共に進める人材育成を目的として、年間数回の講座を開催し、勤労世代の学びの機会や生涯学習機会を創出します。	市民	生涯学習課

## ④ 企業等に対するワークライフバランスの啓発と地域活動への理解促進

事業名	内容	対象	担当課
「働き方改革セミナー」を開催	市が主催、企業内人権問題推進連絡会（企人連）が後援としてセミナーを開催します。 会場予約や講師の依頼、当日の受付等は市が行い、講師謝金・会場費用の負担、企人連会員事業所への周知は企人連が行います。また、企人連会員事業所は各事業所内にてセミナーの内容を踏まえ、従業員のワーク・ライフ・バランス向上に努めます。セミナーを開催することにより、企業のよりよい労働環境づくりの一助とし、市内在住者や在勤者のワーク・ライフ・バランス向上に努めます。	市内事業所担当者等	商工労政課

## 基本施策 1 – (3) 参加を促進するための環境づくり

地域活動や市民参加の機会を促進するためには、障がいのある人や女性の意見・視点も取り入れ、市民一人ひとりに応じた効果的な情報発信とともに、障がいの有無や性別等にかかわらず、市民の誰もが参加しやすい環境づくりに取り組みます。

地域活動への参加を促進するために、広報紙以外の媒体を活用した広報活動や市政への参画方法の検討・充実を図るとともに、見やすくわかりやすい広報紙やホームページづくりを行う等、地域活動情報を効果的・積極的に提供するための手法を検討します。

また、障がい者や女性、外国人等、多様な市民が参加しやすい仕組みづくりや取組を推進します。

### 【主な事業】

#### ① 効率的・魅力的な広報紙の制作

事業名	内容	対象	担当課
広報紙の設置等における環境整備	地域活動情報を効率的・積極的に提供するため、公共施設をはじめコンビニエンスストア等に設置するとともに SNS 等でも発信し、広報紙の閲覧環境の向上に努めます。	市民	秘書広報課
情報発信	時代にあった情報媒体の拡充を図り、ホームページや広報紙等で迅速かつ積極的な情報発信を行います。	市民	秘書広報課
広報「おうみはちまん」の英語版、ポルトガル語版の発行	地域活動情報を効率的・積極的に提供するために広報紙の翻訳版を作成し市ホームページに掲載しています。併せて、市国際協会ホームページや SNS でも発信します。	外国人住民	まちづくり協働課

#### ② ICT を活用した地域情報の提供

事業名	内容	対象	担当課
SNS での情報発信	多様化する SNS を把握し、情報発信手段の拡充を図り、新しい生活様式に対応した広報手法を取り入れます。	市民	秘書広報課



③ 障がい者や女性、外国人等、多様な市民が参加できる機会の拡充

事業名	内容	対象	担当課
市民広報リポーターの活用	市民に親しまれる広報活動の推進のために、地域活動の取材を市民広報リポーター4人に委託し、その内容を広報紙、SNS等に掲載します。	市民	秘書広報課
多文化共生推進事業	市役所等、行政窓口における外国語通訳業務・行政文書等の多言語翻訳業務を委託し、国籍に捉われない対応を目指しています。また、国際交流の推進を図るため、それらの事業の実施や国際姉妹都市交流の支援を行います。	外国人住民	まちづくり協働課
キッズつながり隊	市内各就学前施設の散歩に同行し安全の確保を強化します。 散歩の目的地や目的地までの道路の整備状況、混雑時、工事中等の危険箇所情報を可能な範囲で伝え事故を予防します。 散歩コースの安全について地域に発信し、住民への安全意識の啓発や送迎を含めた乳幼児親子の安全で安心した地域づくりに協力します。 ボランティアからの散歩ルートの中での危険箇所等気づかれたことを情報共有し、共に対策を考え、地域や保護者住民に発信します。	市民	幼児課

④ それぞれの特性に応じた参加しやすい環境整備

事業名	内容	対象	担当課
自治会向け補助金交付	自治会向けに補助金を交付し、自治会館等におけるトイレの洋式化、手すりの設置等誰もが利用しやすい施設の環境整備を支援します。	自治会	まちづくり協働課
手話通訳者・要約筆記者の派遣	手話通訳技能認定試験等に合格した者であって、市コミュニケーション支援事業従事者として登録された者について、派遣依頼があった場合に登録者の派遣を行います。	聴覚障がい者（ろう人、中途失聴・難聴者、盲ろう者）	障がい福祉課
オープンガバナンス推進事業	政策決定のプロセスをオープンにし、公共私協働して課題解決に取り組むことを可能とするためのプラットフォームの構築を行います。 とりわけ、世代や所属の垣根を超えて誰もが政策立案や地域社会に参画することのできる場として、時間や場所を問わずに参加できるオンライン上のプラットフォーム整備を推進します。	自治会 学区まちづくり協議会 NPO団体 市民団体 企業 市民	企画課

## 基本施策 1 - (4) 市政への参画機会の拡大

自治の担い手としての市民意識を育むためには、市民一人ひとりが市政に関心を持ち、気軽に参画することができる仕組みづくりが必要であることから、広聴機会の充実を図ります。

また、市民の市政への参画にあたっては、まずは市民が行政情報を正確に得ることができる環境づくりが必要です。開かれた意見交換や情報提供の場を整備することで、市民と行政がそれぞれの特性や立場を理解し、対等な立場で協議できる取組を推進します。

### 【主な事業】

#### ① 市民参画事例の紹介

事業名	内容	対象	担当課
市民参画事例集の作成	様々な市民参画事例のあり方や事例の紹介を行います。	市民	まちづくり協働課

#### ② 広聴の機会の拡大

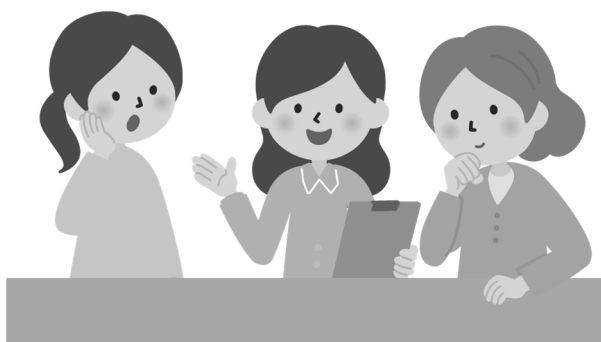
事業名	内容	対象	担当課
広聴の充実	広く市民の意見を聴取する機会の充実を図ります。	市民	秘書広報課
パブリックコメントの実施調査	各種計画における広聴機会の実態と庁内の意識付け周知を狙いとしてパブリックコメント実施調査を行います。併せて、パブリックコメントの実施を庁内で呼び掛け実施を促します。	庁内各部署	まちづくり協働課
自治会要望事業	自治会や地域の運営に対する課題・情報提供を受けることで、関係所属が連携し、課題の拡大に対する未然の対応や、住みよいまちづくりに寄与することができるよう、市民の意見を聴取する取組を行います。	自治会 学区まちづくり協議会	まちづくり協働課
議会報告会の開催	多くの市民が議会や市政に関心を持ってもらえるよう、毎年議会報告会を開催します。市議会広報広聴委員会において協議を行い、毎年度の議会報告会をどのような内容で開催するかを決定しています。事務局は、企画会議の円滑な進行と活発な議論がなされるよう、資料作成等の会議の運営補助を行います。	市民	議会事務局

③ 行政が保有する情報の積極的な開示

事業名	内容	対象	担当課
オープンデータの推進	本市が保有する様々な公共データの利活用促進を図るため、誰でも自由に二次利用ができ、かつコンピュータによる利用が容易な形でデータの公開を進めます。	自治会 学区まちづくり協議会 NPO 団体 市民団体 企業 市民	企画課
水道サポーター事業	水道事業の現状や課題について、様々な媒体で情報の発信を行い、市民の関心・理解を高めることで円滑な事業運営へと繋がります。	市民（水道利用者）	上下水道課

④ 市民参画機会の拡大に関する庁内への働きかけ

事業名	内容	対象	担当課
「まち協だより」の庁内PRによる事業参加の促進	市民参画機会の拡大に関する庁内への働きかけをします。	市職員	まちづくり協働課



## 方針 2 住民の主体性を尊重し、地域活動や市民活動を促進する体制を整備します

### 基本施策 2 - (1) 地域活動団体及び市民活動団体に対する活動支援

本市では、これまでに様々な地域活動や市民活動が行われてきましたが、活動していく上で課題を抱えている団体も多くあります。団体の活動が継続的かつ発展的になるような支援を行っていきます。

また、各種団体が事業に取り組む際の効果的なアドバイスや他団体とのコーディネート、事業見直し等の支援を行う中間支援機能の充実を図ると共に、団体がより積極的かつ自発的に活動を推進していくためのリーダー養成にも取り組みます。

#### 【主な事業】

##### ① 地域活動団体等への情報発信や活動支援の充実

事業名	内容	対象	担当課
まちづくり団体育成支援事業	まちの課題を解決する団体に市が補助金を交付します。補助金活用団体の活動内容を市ホームページ等で公開します。	NPO 団体 市民活動団体	まちづくり協働課
CCRC 推進事業	「老蘇学区まちづくりプラン」における個別アクションへの着手や地域住民による推進組織への活動支援に関して、専門的知見を有する外部業者とともにまちづくりを進めます。	老蘇学区まちづくり協議会	企画課
自治会運営支援	市民自治の最も基本的な組織であることを認識し、事業が円滑に進められるよう、人・財政・情報等の支援を行う取組みを整備します。	自治会	まちづくり協働課
自主防災組織の設立支援	平時は防災知識の普及啓発、地域の防災訓練の実施、防災資機材の整備、有事の際には住民の避難誘導、初期消火活動等、地域住民が連携して地域の被害を最小限におさえられるよう、地域での役割を定めた自主防災組織の設立支援を行います。	自治会 自主防災組織 (防災会等)	危機管理課
地球温暖化対策に係る取組	市内の地球温暖化対策として、自治会に対して CO2 削減のための取組（省エネルギー・省資源に配慮した取組）の啓発、支援を行います。	自治会 学区まちづくり協議会	環境課

事業名	内容	対象	担当課
近江八幡市子育てサークル・子育て支援団体の登録制度	子育て世帯を応援する地域社会づくりを目指し、近江八幡市内で児童福祉の向上及び子育て親子に対する支援に取り組む子育てサークルや子育て支援団体等の登録を行い、その活動の育成及び活性化を図っていきます。ハチピーアプリや市ホームページ、子育てガイドブック等を活用した子育てサークル・子育て支援団体の紹介、情報発信を行います。	NPO 団体 市民活動団体	子ども支援課
近隣景観形成協定対策事業	ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例に基づき締結された近隣景観形成協定、都市緑地法に基づく緑地協定又は建築基準法に基づく建築協定の関係者が、当該協定の区域内において行う景観形成に関する事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付します。	近隣景観形成協定地区	都市計画課
安土未来づくり推進事業	地域の歴史・文化や各団体等で実施している事業等の地域資源について、情報収集を行い、地域の特色に応じたまちづくり計画を策定します。	安土地域の自治会 学区まちづくり協議会 安土地域の市民活動団体	安土町総合支所安土未来づくり課
図書館運営事業	市民自らが地域の課題を認識し解決することが求められており、資料・情報・活動の場を提供することにより、自立した市民活動を支えます。	市民 NPO 団体 市民活動団体	図書館

## ② コミュニティセンターや自治会館等の活用促進

事業名	内容	対象	担当課
コミュニティセンターの利用促進	コミュニティセンターの利用に係る登録団体制度を設け、地域活動を行う団体や公益性のある団体については一部免除を行う制度を設ける等、コミュニティセンターの利用を促進するための取組みを進めます。	市民 市民活動団体	まちづくり協働課
自治会館改修に係る補助事業	地域活動の拠点となる自治会館整備の促進と充実を図り、地域における住民の自助、連携意識を醸成し、地域の活性化に寄与します。	自治会	まちづくり協働課

③ コミュニティビジネス等への支援

事業名	内容	対象	担当課
コミュニティビジネスに係る研究	地域資源を活用しながら地域課題を解決できるよう、コミュニティビジネス等の活動を支援し、地域活動の活性化を推進します。	自治会（認可地縁団体） 学区まちづくり協議会	まちづくり協働課

④ 団体のリーダー養成への支援

事業名	内容	対象	担当課
リーダー研修会の実施	団体の活動が停滞せず継続するために、団体のリーダー達による情報交換の場の設定や取組みを進めます。	市民活動団体	まちづくり協働課

⑤ 中間支援機能の充実

事業名	内容	対象	担当課
中間支援組織の設置検討	自治会や学区まちづくり協議会等が行う事業に対し、アドバイスや相談、コーディネート、事業の見直し支援等を行う中間的な支援機能を充実させます。	自治会 学区まちづくり協議会 市民活動団体	まちづくり協働課

## 基本施策 2 - (2) 市民自治推進体制の整備

市民自治を活性化させていく上で、市職員が地域活動の現状を知り、実態に即した事業を展開する必要があります。市職員が地域活動に参加・参画する機会を設け、市民と同じ視点で地域活動の課題に触れられるよう取り組んでいきます。これにより、市職員も地域の一員であることの自覚を促します。

また、自治会と学区まちづくり協議会、行政の役割を整理し、複合的な地域課題に対しては複数課での対応を図る等、庁内推進体制を整備し、庁内における分野横断的な連携体制の充実を図ります。

### 【主な事業】

#### ① 市民自治への理解を促す職員研修の充実

事業名	内容	対象	担当課
職員の地域活動参画促進の取組	全庁掲示板等を利用した、学区まちづくり協議会だより・事業計画・活動報告等の情報発信を行い、新規採用職員研修で学区まちづくり協議会訪問を実施する他、受け入れ態勢の整っているまち協事業への参加を促進することで、職員が地域を理解するきっかけをつくります。	市職員	まちづくり協働課
地域活動研修	市民主体の地域づくりの活動を理解するとともに、地域課題の解決に向けて市民と共に取り組めるような職員を育成するための能力向上を目指します。学区まちづくり協議会が実施する事業に職員が参画し、地域活動を体験します。	概ね入庁4年目までの職員	まちづくり協働課 総務課
地域調査研修	新規採用職員が、地域を学び、協働のまちづくりを行う力を育むため、いくつかの班に分け、自分たちが学びたいと考えた学区へ調査に赴き、そのまちの魅力や歴史、活動などについてまとめ、発表する「地域調査研修」を実施します。	新規採用職員	総務課
新規採用予定者事前研修	市民主体の地域づくりの活動を理解するとともに、地域課題の解決に向けて市民と共に取り組んでいけるような職員を育成します。学区まちづくり協議会活動の拠点であるコミュニティセンターを訪問し、地域の活動拠点としての役割等について学びます。	新規採用予定者	総務課

② 職員の自発的な地域活動を進めるための環境整備

事業名	内容	対象	担当課
地域活動への参加・参画に係る評価項目の設定	地域に愛着と誇りを持って、市民感覚を持ち、市民の目線に立って行動する職員を育成するため、職員自らが地域の一員であることを自覚し、自発的な地域活動への参加・参画を促すための取組の一環として、人事評価の評価項目に「地域活動への参加・参画状況」を設定すること等について検討を行います。	市職員	総務課

③ 庁内推進体制の整備

事業名	内容	対象	担当課
庁内推進会議	地域活動における共通の課題を持つ部署の横断連携を図る必要があることから、連携を取れる体制の検討と設置を図ります。	庁内各部署	まちづくり協働課

④ 各種行政計画における市民自治や協働のあり方の検証

事業名	内容	対象	担当課
各事業における役割分担検証の呼びかけ	各種行政計画レベルにおける市民自治・協働の推進、あり方を検証する体制を整備します。	庁内各部署	まちづくり協働課





## 方針 3 地域コミュニティの強化と多様な活動の連携を図り、新たな担い手づくりに取り組みます

### 基本施策 3 - (1) 自治会加入促進・組織強化

自治会は地域コミュニティにおいて最も身近で基本的な地域活動の役割を果たしていますが、近年では加入率の低下、担い手不足等により活動の持続可能性が低下することが危惧されています。本市においては、転入者や未加入者への自治会の加入を促進する取組や自治会未設置地域への設置支援を進めていきます。また、自治会が適切な活動を維持しながら存続していくために、特定の自治会役員の負担を避ける取組や自治会への依頼事項の効率化を図ります。

#### 【主な事業】

#### ① 転入者や未加入世帯に対する自治会加入促進

事業名	内容	対象	担当課
自治会加入促進のための取組	転入者への自治会加入の案内パンフレットの配布や、開発協議の段階で、自治会加入の勧奨を行います。	市民（転入者・自治会未加入者）	まちづくり協働課

#### ② 未設置地域や低加入率区域に対する支援

事業名	内容	対象	担当課
自治会加入促進パンフレットの作成	市連合自治会と協力し、未加入地域への加入促進を行うため、パンフレットの作成と配布等の協力を求めます。	市連合自治会	まちづくり協働課
自治会加入・設立支援	開発規模や開発場所の関係から新たに自治会設立が必要となる場合に、市は各学区自治連合会や近隣自治会と住民・開発業者のパイプ役となり双方の意見等を取りまとめながら協議や指導を行い、円滑な自治会設立を行います。	学区自治連合会 自治会 学区まちづくり協議会 開発業者	まちづくり協働課

③ 役員の負担を軽減するための取り組み

事業名	内容	対象	担当課
自治会役員の負担軽減	配布物の増加を避けるよう庁内に働きかけていきます。市からの依頼事項や市の審議会等への委員選出について、引き続き最小限の内容になるよう見直し等を図り負担軽減を図っていただくよう庁内に呼びかけます。	庁内各部署	まちづくり協働課
民生委員児童委員活動事業	民生委員に対して庁内各課から個別に依頼される事業を、当課にて集約し、精査した上で民児協会長会に諮ります。	民生委員・児童委員	福祉政策課

④ 自治会活動の紹介と好事例の情報発信

事業名	内容	対象	担当課
自治会運営に係る情報収集機会等の創出	自治会活動の紹介や好事例を横展開するための情報発信の取組みを行います。	自治会	まちづくり協働課

## 基本施策 3 - (2) 地域活動の担い手育成

地域活動を活発化させるためには、多様な活動を主体的に行える人材の育成を図ることが必要です。高齢者や障がい者、子育て支援、自然環境、防災等あらゆる分野における地域課題の解決に向けた活動を担える人材の育成のため、地域活動の実施体験や出前講座等の研修機会の充実に取り組みます。

また、若い世代を含め多くの市民が地域で活躍できるよう、人材育成と地域活動をつなぐ仕組みづくりを進めます。

### 【主な事業】

#### ① 多様な担い手を養成するための研修や出前講座等の充実

事業名	内容	対象	担当課
子育てサポーター養成講座	NPO 法人ほんわかハートに事業委託し、子育てに関する知識や支援活動のヒントとなる情報の提供を行い、ボランティアとして活動できる人材を養成していきます。子育てサポーター養成講座を実施します(年 4 回)。子育て世帯に対して、子育てサポーター養成講座の情報を提供します。	市民 (希望者)	子ども支援課
地域課題等学習講座	さまざまな分野を設け、地域の実情や課題に応じた講座を提案します。分野、テーマの設定を学区まちづくり協議会が行い、講師の連絡、調整を生涯学習課に依頼します。また、日程の設定を学区まちづくり協議会、講師、消耗品に係る経費は生涯学習課が担います。	学区まちづくり協議会	生涯学習課
SDGs 推進事業	地域を持続可能に変革していく次世代の担い手育成のための ESD (持続可能な開発のための教育) プログラムを実施していきます。SDGs 周知啓発のための出前講座を開催します。	市民 民間事業者 市職員等全てのステークホルダー	企画課

#### ② 若い世代が地域活動につながる仕組みづくり

事業名	内容	対象	担当課
地域活動の若者参画に係る啓発	若者の自治会活動参加率が高く、世代交代がスムーズな自治会の先進事例や好事例の取組を収集し、自治会運営に活かせるよう啓発を進めます。	自治会	まちづくり協働課

## 基本施策 3 - (3) 多様なコミュニティのネットワークの構築・強化

地域の多種多様かつ複合的な課題に対応していくために、行政、自治会や学区まちづくり協議会等の地域活動団体、市民活動団体、企業等が連携・協働して、役割を分担しながら効果的な事業展開に取り組みます。

また、市民やそれぞれの団体との交流や情報交換の機会を通じて、互いに協力できる仕組みづくりを構築し、各主体同士の関係性強化を目指します。さらに、企業等の社会貢献活動の促進を図るとともに、地域活動団体と連携した事業を進めます。

### 【主な事業】

#### ① 行政と地域活動団体等の連携強化と役割分担

事業名	内容	対象	担当課
沖島離島振興	滋賀県離島振興計画に基づき、沖島における離島振興を目的とした沖島町離島振興推進協議会が、自主的かつ主体的に実施する離島振興に関する事業に対し、離島振興活動支援事業補助金を交付します。	沖島町離島振興推進協議会	企画課
市連合自治会との行政懇談会	市と連合自治会が懇談する場を設け、市は地域課題の把握や要望を聴き取り、市と地域が共に住みよいまちづくりを形成するために取り組みます。	連合自治会	まちづくり協働課
地域の歴史文化資産巡視活動	「近江八幡市文化財保存活用地域計画」作成に伴い収集した学区別の歴史文化資産台帳及び資産マップについて、地域（学区まちづくり協議会）に情報提供を行うことで、地域において歴史文化資産の巡視活動等を実施し、歴史文化資産を盗難や汚損、火災等から守ります。	学区自治連合会 近隣自治会 学区まちづくり協議会	文化観光課
SDGs こども見守り隊	行政と地域活動団体・市民活動団体・企業等が課題を共有し、知恵と力を出し合えるよう、連携を強化する取組みを進めます。	子ども保護者等	消費生活センター
見守り支え合い活動の推進	市社会福祉協議会と連携して、自治会、学区単位の見守り組織の立ち上げ及び活動継続のための後方支援を行います。	自治会（見守り支え合い組織）	福祉政策課

事業名	内容	対象	担当課
介護相談員派遣等事業	市民から介護相談員を募集し、養成研修を行った後、各介護施設へ出向き利用者やそのご家族の声や気づいた点等を市へ報告します。事務局である市は、介護相談員の活動状況報告を取りまとめ、事業所に報告します。また、介護相談員と事業所との連絡調整に努めます。	市民（介護相談員）	介護保険課
児童遊園維持管理事業	日常の草刈り、清掃は自治会で実施していただき、自治会で対応が困難（遊具の修繕、高木の剪定等）な案件は市が対応しています。公園課台帳に記載のある児童遊園の維持管理について、市は遊具等の安全点検を実施する一方で、遊具のペンキ貸出をして適切な管理を実施していただきます。	公園近隣自治会	公園課
都市公園維持管理事業	自治会等にて都市公園内の草刈り、清掃を実施していただき、公園内で異常があれば市へ連絡いただき職員が対応を行っています。また、市が随時都市公園の現状確認し、高木の剪定等の適正な維持管理を行っています。	公園近隣自治会	公園課
自然公園維持管理事業	県からの受託事業により、自治会等にて自然公園内の草刈り、清掃を実施していただき、自然公園内で異常があれば市へ連絡いただき随時対応を行っています。市で対応が困難な場合は県に通報しています。	公園近隣自治会	公園課
商工業振興ビジョンの推進	商工業振興ビジョンの施策実施にあたり、市内事業所の支援団体である近江八幡商工会議所、安土町商工会、近江八幡観光物産協会と定期的に意見交換を行い、情報共有を行いながら効果的な事業の実施を模索します。	近江八幡商工会議所 安土町商工会 近江八幡観光物産協会	商工労政課
読書活動推進事業	図書館の廃棄図書を有効活用するため、市民団体がリサイクルバザーを行います。その収益については、市民の読書推進や郷土学習等の事業に充てます。	市民活動団体	図書館

② 地域活動団体（自治会・まち協等）間の連携強化

事業名	内容	対象	担当課
地域まちづくり支援	地域活動団体間の情報交換の場を創出し、より強い関係性を築くための取組みを進めます。	学区まちづくり協議会	まちづくり協働課

③ 地域と市民活動団体をつなぐ仕組みづくり

（意見交換の場の創出・情報共有・協働事業の推進・マッチング機会の創出）

事業名	内容	対象	担当課
市民活動団体等の把握・管理	地域と市民活動団体との意見交換の場を創出し、情報・課題を共有できるプラットフォーム作りを進めます。	市民活動団体 中間支援組織 自治会 まちづくり協議会 市民等	まちづくり協働課

④ 企業の社会貢献活動の促進

事業名	内容	対象	担当課
近江八幡市内の郵便局とのマイナンバーカード申請サポート用機器の設置及び管理に関する協定	マイナンバーカードの申請に必要な写真撮影に必要な機器の貸与を行い、直接自分で申請できない方や市役所にお越しいただくことが困難な方に対し、申請に必要な写真撮影の支援を郵便局で実施します。	郵便局	市民課
社会福祉法人、企業等の社会貢献の促進	企業の通常業務の中で、高齢者や障がい者、子ども等、気になる世帯があれば、行政等の相談機関に繋がります。また、定期的に意見交換等を行い、見守りの体制を強化します。	企業（新聞配達事業者・郵便局）	福祉政策課
ささえあい商助推進事業	「自助」「互助」「共助」のほかに「商助」の取り組みを民間事業者と協力して推進していきます。近江商人の三方よし「売り手よし」「買い手よし」「世間よし」の精神に則り、企業や事業者が地域への貢献に努力し、商いが地域を助け、地域が商いを助けるしくみを、高齢者の生活の支援体制の整備に活かしていくしくみづくりを進めます。	ささえあい商助推進事業者	長寿福祉課
自然と健康になれる食環境整備事業	店舗等での減塩や野菜摂取等に関する情報発信や、商品（例：減塩食品）の販売の推進等を実施します。	ドラッグストア スーパー コンビニ 直売所等	健康推進課



## 第5章

# 計画の推進に向けて

本計画の推進にあたっては、広く市民や関係団体等の協力を得ながら、それぞれの役割に応じて、一体となって対応していく事が重要なことから、以下のとおり総合的かつ計画的な推進を図ります。

### 1 市民、関係機関・団体等との連携及び計画の周知

本計画の推進にあたっては、行政と市民、関係機関・団体、事業者等との連携を深め、情報の共有を図りながら、事業の推進、調整を行い、市民自治に関わる様々な施策の総合的、計画的な推進に取り組むものとします。

また、本計画は、本市の市民自治に関する将来的な方向を定めた計画であり、関係者が協力・連携して取り組むことが重要なことから、この計画の内容周知を積極的に図ります。

### 2 近江八幡市協働のまちづくり推進委員会

計画の推進については、学識経験者や学区まちづくり協議会・市連合自治会・経済団体の代表、NPO関係者や公募委員、協働のまちづくり所管部長からなる「近江八幡市協働のまちづくり推進委員会」において、計画推進のための意見を求めながら、効果的な計画の推進を図ります。

## 3 各主体の役割

近年、福祉をはじめとする行政サービスの充実が図られ「公助」の割合が大きくなってきました。しかし、少子高齢化社会の進行に伴って、社会保障関係費をはじめとした行政サービスに係るコストが増大しています。また、近年頻発する自然災害に対する備えや新型コロナウイルス感染症による市民の行動や社会構造の変化により、市は新たな歳出の増加と歳入の減少が懸念されます。こうした行財政の構造が変化していくなか、「公助」の見直しが必要となっています。

他方、災害時をはじめ、子育て・高齢者支援、環境問題等行政では手の届きにくい地域の様々な地域課題において、自治会等の地域活動団体やNPO法人をはじめとする市民活動団体、企業等が、それぞれの主体が持つ強みを発揮し、各々の役割の中で対応する「共助」への期待が高まっています。

また、「公助」、「共助」の前提として、個人や各家庭でできることは自分たちで対応する「自助」の姿勢がこれまで以上に求められています。

このようなことを踏まえ、市民による「自助」を前提とし、行政による「公助」とともに、地域活動団体、市民活動団体、企業等による地域の「共助」の力を発揮し、それぞれの役割を認識して、連携・協働によるまちづくりを推進する必要があります。

### (1) 市民の役割

市民は、協働のまちづくり基本条例の原則を踏まえ、自らがまちづくりを行う一員であることを自覚するとともに、多様な価値観を認め合い、互いの立場を尊重し、助け合うことにより、協働によるまちづくりに責任と主体性をもって取り組むことが期待されています。

日頃から、地域のなかで人と人とのつながりの大切さを知り、地域活動に積極的に関わりを持ったり、市政に積極的に参画することで、市民力及び地域力の向上を図ることが可能となります。

### (2) 地域活動団体の役割

自治会、学区まちづくり協議会等の地域活動団体は、自分たちの地域を住みやすくするため、生活環境の整備や福祉の向上、災害時の対応等の地域課題に取り組む中心的な組織として、市民生活に直結した重要な役割や活動を担っています。このことから、地域活動団体は、行政、事業者、関係団体、地域住民等と協力や連携をしながら、合理的で効果的な運営基盤を整えていくと共に、地域住民が活動等に参加しやすい環境づくりや地域課題への取り組み、地域の特性や歴史・文化等を活かした活気あるまちづくり等を行うことが求められています。



### (3) 市民活動団体の役割

自主的かつ自発的な非営利の公益活動を行うNPO法人やボランティア団体等の市民活動団体は、市民の意識やライフスタイル等の変化により複雑で多様化した市民ニーズや課題に対して、各分野の専門性やノウハウを活かしながら柔軟な対応とまちづくりができる団体として期待されています。

そのためには、効果的にまちづくりに参画できるよう市民や地域活動団体、企業、行政等と連携・協働をしながら、団体は公益的な活動が広く市民に理解され、活動の輪が広がるよう情報発信に取り組むことが求められます。

### (4) 企業等の役割

市内に所在する企業・事業所は、地域との関係を大切にしつつ、事業活動を行っています。事業活動は取引関係のみならず、地域との交流や地域貢献活動等、より深い関係構築により、まちづくりに寄与していくような活動が期待されています。本市では、企業や事業者が地域の課題解消に貢献し、商いと地域が互助の関係を築く「商助」の取組も展開されています。

地域に対して情報や技術等を提供する等、地域貢献活動の可能性を拡げるとともに、企業等で働く人々が地域住民とともに、安全で安心な社会を創るための活動に参加しやすくなるよう、まちづくりへの理解促進に関する取り組みや市民・地域・行政間の情報交流に取り組むことが求められます。

### (5) 行政の役割

行政は、市民の主体的な活動を尊重し、市民との協働の視点に立ち、地域活動団体、市民活動団体、企業等と連携し、地域と一緒に課題解決にあたります。また、地域活動を進めるための財政支援、活動の場の提供、人材の育成、団体同士及び市民との情報の共有等の支援を行い、各主体が活動しやすい環境づくりに努めます。さらに、地域の一員であることを自覚し、協働のまちづくりの推進を担う職員を育成しなければなりません。

また、市職員は、市民や団体等とのコミュニケーションにより地域課題の把握や情報収集に努め、そこで得られた情報を共有するために、庁内職員間の連携を強固にしていく必要があります。

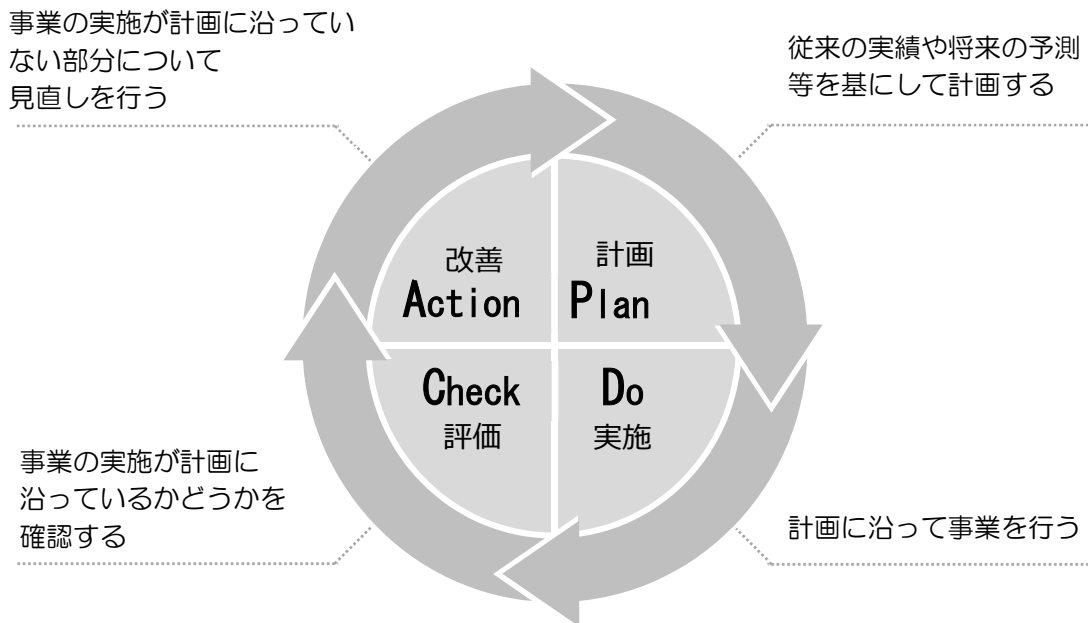
## 4 計画の進行管理

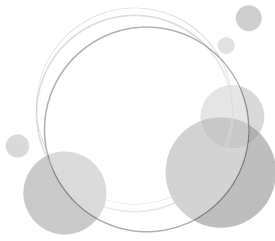
本計画に基づく取り組みは、関連する取組事業をそれぞれの担当課が主体的に推進するとともに、協働のまちづくり所管課が中心となり、庁内関係部局間の連携を図ります。また、ここにはない取組事業を今後も積極的に拾い上げ、市民自治推進のための取組として位置付けます。

本計画に基づいた施策の推進が適切に進行するよう、「近江八幡市協働のまちづくり推進委員会」において、計画に基づく取組事業の検証・評価を行い、新たな課題の把握に努め、計画の定期的な見直しに反映させます。

また、計画内容の見直しにあたっては、社会情勢や地域の変化を踏まえ、効果的な改善方策を進めます。

PDCAサイクルのイメージ





# 資料編

## 1 策定経過

開催年月日		名称	内容
令和2年度	11月17日	第1回近江八幡市協働のまちづくり推進委員会	市民自治基本計画の見直しについて
	2月10日	第2回近江八幡市協働のまちづくり推進委員会	第2期市民自治基本計画における基本方針について
令和3年度	5月25日 ～6月18日	「市民自治基本計画」策定に係る協働による取組事業調査【庁内調査】	各課の協働事業の把握及び市民との意見交換会（ワークショップ）に用いる取組事業の情報収集
	8月4日	第1回近江八幡市協働のまちづくり推進委員会	第2期市民自治基本計画の策定概要について ワークショップの開催案について
	10月8日 ～10月12日	協働の取組を考えるワークショップ	市が取り組む協働事業のあり方を考えるため、市民ワークショップを実施
	10月8日 ～11月5日	まちづくり協議会アンケート	各学区まちづくり協議会アンケート（一部ヒアリング）
	10月12日 ～10月26日	自治会アンケート	各学区ごとの自治会アンケート（一部ヒアリング）
	10月15日 ～10月28日	事業者ヒアリングについて	市内事業者のまちづくり活動に関するヒアリング
	11月25日	第2回近江八幡市協働のまちづくり推進委員会	ワークショップ及びアンケート（ヒアリング）の実施結果について 第2期市民自治基本計画の体系・骨子案について
	12月10日 ～12月24日	市民自治推進のための取組事業調べ【庁内調査】	各所属で取り組む市民自治・協働事業調査
	1月20日	第3回近江八幡市協働のまちづくり推進委員会	第2期市民自治基本計画の素案について
	2月8日 ～3月1日	パブリックコメント	第2期市民自治基本計画の素案に対する意見公募
	2月10日 ～2月25日	庁内調整	第2期市民自治基本計画の素案に対する庁内意見の聴取
	3月17日	第4回近江八幡市協働のまちづくり推進委員会	第2期市民自治基本計画の策定について

## 2 近江八幡市協働のまちづくり基本条例

平成23年12月19日

条例第37号

改正 平成30年9月26日条例第30号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 基本原則

第1節 基本原則（第4条）

第2節 市民の権利及び責務（第5条・第6条）

第3節 市長等の責務（第7条・第8条）

第4節 市議会等の役割及び責務（第9条・第10条）

第5節 市の執行体制（第11条—第13条）

第3章 市民自治基本計画（第14条）

第4章 近江八幡市協働のまちづくり推進委員会（第15条）

第5章 情報の共有（第16条—第19条）

第6章 協働及び参画

第1節 協働及び参画（第20条—第27条）

第2節 コミュニティ活動（第28条—第30条）

第7章 条例の見直し等（第31条・第32条）

付則

前文

近江八幡市は、大中の湖南遺跡、観音寺城跡、安土城跡、八幡堀や近江商人の町並みなど、日本を代表する多くの歴史遺産に恵まれています。

また、琵琶湖で一番大きな内湖である西の湖は、ラムサール条約の登録湿地であり、ヨシの群生地である水郷地帯は、「春色・安土八幡の水郷」として琵琶湖八景の一つに数えられ、水と緑に恵まれた風光明媚なところです。

他方、中世において我が国最初の自治組織の規約といわれる「奥嶋百姓等庄隠規文」、近世において諸役免除を巡って当時の幕府に凜として対峙したことで知られる「御朱印騒動」などは、私たちのまちにおける市民主体のまちづくりの源流であり、その流れは今も脈々と息づいています。

こうしたまちに生まれ育ち、あるいは暮らし、働き、学ぶ私たちは、長い時間の経過のなかで

培われてきた、歴史遺産や自然資源を次代に伝えていくとともに、新たな歴史と文化を育んでいかなければなりません。

また、市民と市は、今後ますます多様化する地域の課題やニーズに対応することができる地域力と共助の精神に基づき地域の絆を強化し、知恵と力を合せて協働のまちづくりを推進していかなければなりません。

そのためには、まず、自分たちがまちづくりの主役であることを、市民一人ひとりが自覚することが必要です。そして、市民と市が果たすべき役割と責任を明らかにし、相互に協力して、まちづくりを担っていくことが必要です。

近江八幡市では、それぞれの地域で、その特色を生かしたコミュニティ活動や市民公益活動が盛んになってきています。こうした活動をさらに一層高めることにより、いきいきとした元気なまちにしていく必要があります。

私たちは、一人ひとりの命の尊さや人間の尊厳を認識し、市民と市が力を合わせてまちづくりを進めることにより、すべての市民が近江八幡市で暮らし、働き及び学ぶことに魅力と誇りを実感できる個性豊かな地域社会の実現をめざします。こうした協働のまちづくりを進めるため、ここに、近江八幡市協働のまちづくり基本条例を制定します。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、近江八幡市におけるまちづくりの基本理念を定め、市民、市議会及び市長等執行機関それぞれの果たすべき役割並びに市政運営に関する基本的な事項を定めるとともに、市民自らがまちづくりに主体的に参画し、協働のまちづくりを推進することにより、近江八幡市で暮らし、働き、学ぶことに魅力と誇りを感じられる個性豊かな地域社会の実現を図ることを目的とします。

### (定義)

第2条 この条例において次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 市民 市内に住む人又は市内で働く人、学ぶ人、事業を営むもの若しくは活動する団体等をいいます。
- (2) 参画 市の政策の立案、実施及び評価に至る過程において、市民が主体的に参加し、行動することをいいます。
- (3) 協働 市民及び市又は市民同士が前条の目的を共有し、それぞれの責任及び役割分担に基づき、互いの特性を尊重しながら補完し、協力し又は行動することをいいます。

(4) まちづくり すべての市民が近江八幡市で暮らし、働き及び学ぶことに魅力又は誇りを  
実感できる個性豊かな地域社会を創造するための、ものづくり、仕組みづくりのほか、自然及  
び歴史文化を守り育てる取組の全般をいいます。

(条例の位置づけ)

第3条 この条例は、本市のまちづくり及び市政運営における基本原則を定めるものであり、市  
は、他の条例等の制定改廃、解釈及び運用に当たっては、この条例を尊重し、その整合を図ら  
なければなりません。

## 第2章 基本原則

### 第1節 基本原則

(基本原則)

第4条 第1条の目的を達成するため、次に掲げる事項をこの条例の基本原則とします。

- (1) 市民及び市は、国籍、性別、年齢等にかかわらず、一人ひとりの人権を尊重すること。
- (2) 市民及び市は、協働してまちづくりを行うこと。
- (3) 市民及び市は、市政に関する情報を共有し合うこと。
- (4) 市民は、市政への参画の機会を公平に保障されること。
- (5) 市民の公益的活動は、自主性を基本とし、尊重されること。

### 第2節 市民の権利及び責務

(地域における市民の権利及び責務)

第5条 市民は、まちづくり活動を推進するために、主体的に組織等を作り、自立した活動を営  
むことができます。

2 市民は、前項の活動を行うに当たっては、多様な価値観を認め合い、自らの発言及び行動に  
責任を持つとともに、互いの意見及び行動を尊重しなければなりません。

(市政における市民の権利及び責務)

第6条 市民は、市政に関する情報を知る権利及び市政に参画する権利を有します。

2 前項に規定する市民の権利は、公共の福祉に反しない限り最大限に尊重されます。

3 市民は、法令等の定めるところにより納税等の義務を負うとともに、適正な行政サービスを  
受ける権利を有します。

4 市民は、自らが地方公共団体を構成する一員であることを自覚し、常に市政の運営に関心を  
払うことによって、公正かつ適正な行政運営の確保に積極的な役割を果たすよう努めるもの  
とします。

### 第3節 市長等の責務

(市長等の責務)

第7条 市長は、毎年度、市政の基本方針を市民にわかりやすく説明するとともに、法令等を順守し、公正かつ誠実に市政運営に当たらなければなりません。

2 市長は、市民の意向を適正に判断し、市政の課題に対処した協働のまちづくりを推進しなければなりません。

3 市長等任命権者は、協働のまちづくりの推進を担う職員の育成を図るとともに、その能力を適正に評価し配置するよう努めなければなりません。

(職員の責務)

第8条 職員は、法令等を順守し、市民の視線に立って、公正、誠実及び効率的にその職務を遂行しなければなりません。

2 職員は、自らも地域の一員であることを自覚して、協働によるまちづくりの実践に努めなければなりません。

3 職員は、職務遂行についての必要な知識及び技術等の習得、能力開発並びに自己啓発に努めるとともに、職務の遂行に当たっては、創意又は工夫に励み、市民に信頼されるよう努めなければなりません。

第4節 市議会等の役割及び責務

(市議会の役割及び責務)

第9条 市議会は、別に条例で定めるところにより、市民に開かれた議会及び市民参加の住民自治を推し進める議会として活動するものとします。

(議員の責務)

第10条 議員は、この条例の理念に基づき、市議会が前条に規定する事項を実現するよう、法令等を順守し、公正かつ誠実に市民の負託に応えなければなりません。

第5節 市の執行体制

(組織)

第11条 市は、社会情勢に柔軟に対応し、政策を着実に実現するため、簡素で効率的かつ市民にわかりやすい組織の編成に努めるとともに、常にその見直しに努めなければなりません。

2 市は、機能的かつ効果的に組織を運営しなければなりません。

(法務)

第12条 市は、市民の満足度を高めるための政策の実現並びに市民の要望及び行政課題に対応するため、法令の調査研究を重ね、自ら責任をもって自主的かつ適正な法解釈に努めるとともに、条例制定権の活用等積極的な法務行政を推進しなければなりません。

(財政)

第13条 市は、予算の編成及び執行に当たっては、本市における総合的かつ計画的な市政運営を図るための構想及び計画を踏まえながら、最小の経費で最大の効果を上げるよう努めなければなりません。

2 市は、健全な財政運営に努めるとともに、市の財政又は財務等に関する資料を作成して公表することにより、市の経営状況を的確に、かつ、わかりやすく市民に説明しなければなりません。

### 第3章 市民自治基本計画

(市民自治基本計画)

第14条 市は、この条例に基づき、協働のまちづくりを実現するために市民自治基本計画（以下「基本計画」という。）を定めなければなりません。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとします。

- (1) 協働のまちづくりの推進に関する方針
- (2) 協働のまちづくりの推進についての取組目標
- (3) 協働のまちづくりの推進に関し、市が総合的かつ計画的に講ずべき施策
- (4) 前3号に掲げるもののほか、協働のまちづくりを推進するために必要な事項

3 市は、基本計画の内容を実現するため、適切な進行管理を行わなければなりません。

4 市は、基本計画が社会の変化に対応できるよう常に検討を加え、必要に応じて見直しを図らなければなりません。

### 第4章 近江八幡市協働のまちづくり推進委員会

(近江八幡市協働のまちづくり推進委員会)

第15条 この条例に基づき、市民及び市が協働によるまちづくりを推進していくため、近江八幡市協働のまちづくり推進委員会（以下「委員会」という。）を設置します。

2 委員会は、次の事項について調査審議します。

- (1) この条例の検証及び見直しに関すること。
- (2) 基本計画の策定、検証及び見直しに関すること。
- (3) 協働のまちづくりを推進するための施策の評価に関すること。
- (4) その他協働のまちづくりを推進するために市長が必要と認めること。

3 委員会は、前項に定める事項に関して市長に意見を述べることができます。

4 その他委員会の運営について必要な事項は、別に規則で定めます。

### 第5章 情報の共有

(情報公開等)



第16条 市は、市民の知る権利を保障し、公正で開かれた市政を推進するため、別に条例で定めるところにより、市政に関する情報を積極的に公開するとともに、わかりやすく情報提供しなければなりません。

(個人情報保護)

第17条 市は、市民の基本的権利を守るため、別に条例で定めるところにより、個人情報の適正な取扱いを図るとともに、自己に係る個人情報の開示、訂正等を請求する権利を保障するなど、必要な措置を講じなければなりません。

(説明責任)

第18条 市は、政策の立案から実施及び評価に至るまで、その経過、内容及び目標の達成状況等について、市民にわかりやすく説明する責任を果たすよう努めなければなりません。

(要望等への対応)

第19条 市は、市民からの市政に関する要望、意見及び苦情等に誠実かつ迅速に対応するとともに、その結果について、速やかに、回答しなければなりません。

2 市は、市民から苦情として寄せられた事案について、その原因を調査分析し、市民への理解を求めることも含めて、再発防止等の適正な対応に努めなければなりません。

## 第6章 協働及び参画

### 第1節 協働及び参画

(協働)

第20条 市民及び市は、相互理解及び信頼関係をもとに、協働のまちづくりを進めるよう努めるものとします。

2 市民は、前項に規定する協働のまちづくりを、自発的かつ自主的に推進し、市はこれを支援するよう努めるものとします。この場合において、市は、市民の自主性を損なわないように配慮しなければなりません。

3 市は、公共的課題の解決や公共サービスの提供等について、多様な主体がその担い手となるよう、適切な施策を講じるものとします。

(参画)

第21条 市は、意見公募手続、市民提案制度の実施、公聴会の開催その他制度を設け、又は施策を講じることで、市民が市政に参画する機会を保障しなければなりません。

2 市は、市民が市政に参画できないことによって不利益を受けることのないよう配慮しなければなりません。

(意見公募手続)

第22条 市は、広く市民に関連する条例等の制定又は計画の策定に当たり、市民の意見を反映させるために事前に案を公表し、市民の意見を聴取するとともに、これに対する市の考え方を公表しなければなりません。

(市民提案制度)

第23条 市は、市民との協働によるまちづくり又は市政運営に市民の意見等を反映させることを目的として、市民が意見又は提言を市長に提出し、それに対し市の考え方を公表する制度を設けなければなりません。

(行政評価)

第24条 市は、効率的かつ効果的な市政運営を図るため、適切な目標設定に基づく行政評価の実施に努め、その結果を施策の見直し、組織の改善等に反映させなければなりません。

(計画の策定過程等)

第25条 市は、総合的かつ計画的な市政運営を図るための構想、計画、その他重要な個別計画の策定に当たっては、市民の多様な参画を保障するとともに、必要な情報の提供に努めなければなりません。

(審議会等の設置及び運営)

第26条 市は、市民及び学識者等の意見を市政に反映させるため、市民会議、審議会等（以下「審議会等」という。）を設置することができます。

2 市は、審議会等を設置するときは、その設置目的等に応じて委員の公募を行うとともに、委員の男女の比率、年齢構成及び選出区分が著しく不均衡にならないように留意しなければなりません。この場合において、同一の委員が著しく長期にわたって就任することのないよう努めなければなりません。

(会議公開の原則)

第27条 市は、法令等に特別の定めがあるものを除き、原則として審議会等の会議を公開しなければなりません。

## 第2節 コミュニティ活動

(地域コミュニティ)

第28条 市民は、地域のなかで安心して心豊かに生活することができるよう自治会等の基礎的な地域コミュニティの活動を通じて互いに助け合うとともに、地域課題の解決に向けて協力して行動するものとします。

2 市は、前項に規定する地域コミュニティの役割を尊重するとともに、適切な支援策を講じるよう努めなければなりません。

(市民公益活動)

第29条 市は、自発的かつ自主的に行われる非営利の活動で、不特定かつ多数の利益の増進に寄与することを目的とする市民公益活動を尊重するとともに、別に条例で定めるところにより、その活動を促進するための適切な支援策を講じるよう努めなければなりません。

(学区まちづくり協議会)

第30条 市民は、各学区単位及び沖島地域において、地域の特性を活かした住みよい地域をつくるため、学区まちづくり協議会等の地域自治組織（以下「学区まちづくり協議会」という。）を設置するものとします。

2 学区まちづくり協議会は、その学区のすべての市民に開かれたものとし、市その他組織等と連携しながら、学区のまちづくりを進めるものとします。

3 市は、各種計画の策定又は政策形成に当たっては、学区まちづくり協議会の自主性に配慮するとともに、その意思を可能な限り反映させなければなりません。

4 市は、学区まちづくり協議会の活動に対して、必要な支援を行うものとします。

5 市は、学区まちづくり協議会との協議により、市が行っている事務事業の一部をその組織に委ねることができます。

6 学区まちづくり協議会は、別に条例に定めるところにより設置するコミュニティセンター又は地域防災センターに活動の拠点を置くものとします。

(平30条例30・一部改正)

## 第7章 条例の見直し等

(条例の見直し)

第31条 市は、この条例の施行後、5年を超えない期間ごとに、各条項がこの条例の理念を踏まえ、本市にふさわしく、社会情勢に適合したものであるかどうかを検討するものとします。

2 市は、前項に規定する検討の結果を踏まえ、この条例の見直しが適当であると判断したときは、必要な措置を講じるものとします。

(委任)

第32条 この条例の施行に関し、必要な事項は、市長が別に定めます。

## 付 則

この条例は、平成24年4月1日から施行します。

付 則 (平成30年条例第30号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成31年1月1日から施行する。

### 3 近江八幡市協働のまちづくり推進委員会規則

平成28年2月10日

規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、近江八幡市協働のまちづくり基本条例（平成23年近江八幡市条例第37号。以下「条例」という。）第15条第4項の規定に基づき、近江八幡市協働のまちづくり推進委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し、条例で定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(委員及び組織)

第2条 委員会は、委員10名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 学区まちづくり協議会の代表
- (3) 市連合自治会の代表
- (4) 経済団体代表
- (5) NPO関係者
- (6) 公募委員
- (7) 協働のまちづくり所管部長
- (8) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第3条 委員会に委員長及び副委員長を置く

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 副委員長は、委員長が指名した者をもって充てる。

4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の者が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席又は資料の提出を求め、その意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第5条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、協働のまちづくり主管課において処理する。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 第2条第2項の規定による委員会の委員の委嘱に関し必要な行為は、この規則の施行の日前においても、同項の規定の例によりすることができる。

## 4 近江八幡市協働のまちづくり推進委員会委員名簿

【令和2年度】

(敬称略・順不同)

氏名	組織名	備考
横山 幸司	滋賀大学経済学部 教授	第1号委員 学識経験者
小川 平夫	馬淵学区まちづくり協議会 会長	第2号委員 学区まちづくり協議会代表
西澤 孝夫	馬淵学区自治連合会 会長	第3号委員 市連合自治会代表
田中 誠	近江八幡商工会議所 会員	第4号委員 経済団体代表
秋村 加代子	近江八幡市手をつなぐ育成会 理事	第5号委員 NPO関係者
宮村 利典	近江八幡まちや倶楽部 事務局長	第5号委員 NPO関係者
八木 明恵	近江八幡市ボランティアセンター コーディネーター	第5号委員 NPO関係者
岡田 佳子	公募委員	第6号委員 公募委員
原田 智弘	総合政策部 部長	第7号委員 協働のまちづくり所管部長

【令和3年度】

(敬称略・順不同)

氏名	組織名	備考
横山 幸司	滋賀大学経済学部 教授	第1号委員 学識経験者
小川 平夫	馬淵学区まちづくり協議会 会長	第2号委員 学区まちづくり協議会代表
川部 善明	馬淵学区自治連合会 会長	第3号委員 市連合自治会代表
田中 誠	近江八幡商工会議所 会員	第4号委員 経済団体代表
秋村 加代子	近江八幡市手をつなぐ育成会 理事	第5号委員 NPO関係者
宮村 利典	近江八幡まちや倶楽部 事務局長	第5号委員 NPO関係者
八木 明恵	近江八幡市ボランティアセンター コーディネーター	第5号委員 NPO関係者
岡田 佳子	公募委員	第6号委員 公募委員
浪江 尚史	総合政策部 部長	第7号委員 協働のまちづくり所管部長

任期 委嘱日～令和4年 3月31日

## 5 用語解説

用語	説明
<b>【 ア行 】</b>	
ICT (Information Communications Technology)	コンピューターやインターネットなどの情報通信技術のこと。
アウトリーチ	芸術や音楽等、その活動に対する理解や周知を図るため、出張コンサートやイベント等を行い、積極的な働きかけを行うこと。医療・福祉分野では、援助者が被援助者のもとへ出向き、必要な情報の把握と具体的な支援を提供すること。
NPO (Non-Profit Organization)	特定非営利活動促進法に基づく法人格を持った団体は「NPO 法人（特定非営利活動法人）」と呼ばれる。法人格を持たない民間非営利団体も NPO。
SNS（ソーシャル・ネットワークキング・サービス）	個人間のコミュニケーションを促進し、社会的なネットワークの構築を支援する、インターネットを利用したサービスのこと。Facebook、LINE などが有名。
SDGs (Sustainable Development Goals)	2015年の国連総会で全会一致で採択された行動計画。17の目標と169の指標から成る。 地球環境や経済活動、人々の暮らしなどを持続可能とするために、すべての国連加盟国が2030年までに取り組む。
オープンガバナンス	行政の政策決定プロセスをオープンにすることで、公共私協働して課題解決に取り組んでいく仕組みのこと
オープンデータ	国、地方公共団体及び事業者が保有する官民データのうち、国民誰もがインターネット等を通じて容易に利用（加工、編集、再配布等）できるよう、次のいずれの項目にも該当する形で公開されたデータのこと ①営利目的、非営利目的を問わず二次利用可能なルールが適用されたもの ②機械判読に適したもの ③無償で利用できるもの
<b>【 カ行 】</b>	
学区自治連合会	市内10小学校区に設置されている学区別単位の自治会の連合体組織。また、市連合自治会を構成する単位。
学区まちづくり協議会	各学区等を単位として、地域の特性を活かした住みよいまちづくりをめざし、自治会、各種団体及び市民などが地域の課題解決に向けて取り組むため、地域に設置された組織。
企業の社会貢献活動	企業が深い関わりを持つ地域社会は企業の存立基盤であり、地域社会の健全な発展があって初めて企業も成り立つという考え方のもと、地域の一員として行う社会貢献活動のこと。
共助	隣近所が地域において互いに力を合わせて助け合うこと。総合介護計画においては、地域や身近にいる人同士で支え合うことを「互助」としているが、本計画では一般的な使い方として「共助」を用いている。

用語	説明
協働	市民、行政、団体、事業者など、複数の主体が目標を共有し、それぞれの責任及び役割分担に基づき、ともに力を合わせて行動すること。
協働のまちづくり基本条例	協働によるまちづくりを進めるために、基本理念や市民、市議会、市長や市職員のそれぞれが果たすべき役割と責任を明らかにし、市民が市政へ参画する権利を保障することについてのルールを定めたもの。
勤労世代	生産活動に従事しうる年齢の世代。
グローバル化 (globalization)	政治・経済、文化など、様々な側面において、従来の国家・地域の垣根を越え、資本や情報のやり取りが行われること。
公助	公的機関によって提供される援助のこと。特に、行政が個人や地域社会では解決できない問題について支援を行うこと。
公聴会	公的機関が一定の事項を決定するにあたって、広く利害関係者や学識経験者の意見を聞くための会合。
コーディネート	地域での課題やニーズを発見し、地域資源をつなぐ機能のこと。
高齢者人口	年齢別人口のうち 65 歳以上の人口層。
高齢夫婦世帯	夫が 65 歳以上で、妻が 60 歳以上の夫婦のみの世帯。
コミュニティ	地域住民が生活している場所、すなわち消費、生産、労働、福祉、教育、衛生・医療、スポーツ、趣味、芸能、祭り、遊び等に関わり合いながら、住民相互の交流が行われている地域社会。
コミュニティセンター	近江八幡市コミュニティセンター条例により「協働のまちづくりを促進し、特色ある地域社会の形成に資するとともに、市民のコミュニティ活動及び防災活動の拠点」として設置された施設。(旧公民館) 近江八幡市には、11 か所のコミュニティセンターがある。従来の公民館が平成 22 年度からコミュニティセンターに移行された経緯があり、略称の「コミセン」として、地域住民に広く親しまれ活用されている。
コミュニティビジネス	地域住民が主体となって、地域資源を活かしながら、地域が抱える課題をビジネスの手法によって解決する事業。
コロナ禍	新型コロナウイルス感染症が招いた危機的・災厄的な状況のこと。社会的・政治的・経済的な混乱・不安・損失等を総称した言葉。
<b>【 サ行 】</b>	
参画	事業や計画に加わること。「参加(集まりに加わること)」に比べて、計画段階からかかわることで、市民等が行政の計画策定や事業実施に関与する場合によく使われる。「協働のまちづくり基本条例」第 6 章において、「協働及び参画」として規定している。
自助	他の力に頼らず、自力で物事を成し遂げること。「自助・共助・公助」としてよく用いられ、地域の防災・防犯や福祉の分野では、三つの力が協力・連携することが重要とされる。
市政への参画	市民が市の政策の形成等に至る各過程において自主的にかかわり行動すること。
自治会	同一地域の居住者が、自分たちの共通利益の実現と生活の向上を目的として作る組織。
シニア世代	世界保健機構(WHO)の定義に従えば、65 歳以上の世代のこと。ただし、シルバー世代と区別して、50~60 歳代の中高年層を指す場合も多い。



用語	説明
市民活動	営利を目的とせず、社会的な課題の解決に向けて、市民が自発的、自主的に行う、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする活動のこと。
市民自治	市民が主体となって自分たちの地域づくりを自ら考え進めていくこと。
市民ニーズ	市民の求める要求、需要。近年、市民のライフスタイルが多様化するとともに、市民ニーズも多様化・複合化してきている。
商助	近江商人の売り手よし、買い手よし、世間よしの三方よしの精神にのっとり、事業者が本来業務に加え地域への貢献に努力し、商いが地域を助け、地域が商いを助ける仕組みを、高齢者等の自立した生活の支援体制の整備及び地域づくりに活かすことをいう。
情報交流	情報収集・提供、情報交換をし合うことにより、様々な活動やヒト・モノ・コトの流れが円滑に循環し、連携・協働が行いやすくなること。
市連合自治会	各自治会の連合体組織。市内に167ある自治会が所属する。運営は、各小学校区（沖島は島学区に含まれる。）にある学区自治連合会から選出された10名の構成員により行われており、各自治会等の円滑な運営支援、市との連絡調整、市や県等への要望活動等を行っている。
新型コロナウイルス	人に感染する「コロナウイルス」として新たに見つかった「新型コロナウイルス（SARS-CoV-2）」による感染症。
生産年齢人口	年齢別人口のうち労働力の中核をなす15歳以上65歳未満の人口層。
<b>【 タ行 】</b>	
男女共同参画	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会。（男女共同参画社会基本法第2条）
単独世帯	ひとり暮らしであること。未婚のほか、別居・離婚・死別・子の独立などにより単身で暮らす人のこと。単身世帯。
地域活動	地縁を基礎として一定の区域を活動の場とする団体等が、地域課題の解決を目的として取り組む活動（自治会・学区まちづくり協議会・子ども会・老人クラブ等）
地域貢献活動	法人または団体、個人による地域社会の公益に資する活動。個人・団体等によるボランティア活動や、法人による慈善事業・社会貢献活動などがある。
地縁	住んでいる土地に基づく縁故関係。自治会・町内会、「向う三軒両隣」などの近隣住民同士の縁のこと。
中間支援組織	市民と行政の間に入って、まちづくり活動を行っている市民組織。
<b>【 ナ行 】</b>	
年少人口	年齢別人口のうち15歳未満の人口層。
<b>【 ハ行 】</b>	
パブリックコメント	国・地方公共団体等が条例・規則・計画などを制定・改訂する際に、事前に広く一般から意見を募る手続き。
バリアフリー	障がい者、高齢者、乳幼児・妊産婦等が、社会生活に参加する上で生活の支障となる物理的な障がいや、精神的な障壁を取り除くための施策、もしくは具体的に障がいを取り除いた事物及び状態。

用語	説明
プラットフォーム	土台や基盤となる環境を表す言葉。各主体が対等な立場で話し合い、意思疎通や合意形成を図るために集まる場や集まりの意味で用いられる。
プロセス	過程や経過。物事を進める手順。
【 ラ行 】	
ライフスタイル	生活の様式・営み方。また、人生観・価値観・習慣などを含めた個人の生き方。
ライフステージ	人の一生を、幼年期・少年期・青年期・壮年期・老年期などに区切ったそれぞれの段階。
【 ワ行 】	
ワークショップ	講師の話を参加者が一方的に聞くのではなく、参加者自身が討論に加わったり、体を使って体験したりする等、参加体験型、双方向性のグループ学習。
ワーク・ライフ・バランス	仕事と生活の調和。男女が共に、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自らの希望に応じて多様な生き方を選択、実現できる状態のこと。



## 第2期 近江八幡市 市民自治基本計画

発行：令和4年3月

編集：近江八幡市 総合政策部 まちづくり協働課

〒523-8501 近江八幡市桜宮町236番地  
(TEL) 0748-36-5552  
(FAX) 0748-36-5553